

実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼） 令和3年度事務事業評価書

事務事業名	転作達成促進事業			事業の概要	・米の生産調整の推進及び農家の所得安定を図るため、飼料用米・稲発酵粗飼料用稲（WCS用稲）等の転作作物を生産する米の生産調整協力農家に対し、助成を行う。 ・市内の稲作農家が生産した水稻を基に稲発酵粗飼料用稲（WCS用稲）を生産。それを畜産農家に供給し、牛から排出される堆肥を再び田に戻す「地域資源循環型農業」の構築を目指すため、耕畜連携推進協議会に補助金を交付し、推進を図る。	目標指標名	生産数量目標		
基本目標	VI 創意に満ちた活力あるまちづくり					数値目標	3,091 t（628ha）		
基本施策	1 産業の振興					数値目標以外			
個別施策	1 農業の振興					目標値算出の考え方	作付面積／配分面積×100		
担当課	環境産業部	農林水産課		性質別	任意的事業	根拠法令等			
区分	継続	事業期間	平成 23 年 ～	年					

	令和3年度 事務事業実績			令和4年度 事業内容			令和5～7年度 事業計画								
							令和5年度			令和6年度			令和7年度		
事業内容及び現状/事業計画	米の生産調整協力者（転作取組者）に対し、助成金を支払うことで、主食用米の過剰作付けの解消及び農家の所得安定を図った。 主食用米の作付け状況については、前年比で約22ha減少の510haとなり、主食用米の生産数量目標（646ha以下）を大きく上回る面積で達成となった。 飼料用米やWCS用稲の作付けについても、前年比で41ha増加の314haとなり、主食用米からの転換が大きく進んでいる。 また、「地域資源循環型農業」の構築を目指すため、耕畜連携推進協議会に補助金を交付することで推進を図り、耕畜連携の取組面積も前年比で11ha増加の90haとなった。			令和4年度から以下のとおり、転作達成促進事業補助金の助成内容の一部見直しを行いながら、継続して米の生産調整協力者へ支援を実施する。 ・飼料用米及びWCS用稲の作付けに対する助成単価を30,000円/10aから20,000円/10aに引き下げるとともに、自作地への耕作については、10,000円/10a加算した額を交付する。 米価下落、生産費の高騰が懸念されている状況であり、その対策として米の生産調整及び耕畜連携への取組がより重要となるため、当事業による支援を継続しながら生産数量目標の達成を図る。			上記「事業の概要」の記載内容を引き続き支援することで、需要に応じた米生産の取組及び地域資源循環型農業の推進を図る。			上記「事業の概要」の記載内容を引き続き支援することで、需要に応じた米生産の取組及び地域資源循環型農業の推進を図る。			上記「事業の概要」の記載内容を引き続き支援することで、需要に応じた米生産の取組及び地域資源循環型農業の推進を図る。		
指標の年度ごと目標値等	3,171 t（646ha）			3,106 t（633ha）			3,091 t（628ha）			3,091 t（628ha）			3,091 t（628ha）		
事業の優先度							A								
事業費	決算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補	
	101,996千円	県補		84,646千円	県補		86,900千円	県補		86,900千円	県補		86,900千円	県補	
		市債			市債			市債			市債				
		他収入			他収入			他収入			他収入				
		一財	101,996千円		一財	84,646千円		一財	86,900千円		一財	86,900千円			

令和3年度 事務事業評価			令和5年度以降の事業実施の方向性							
目標指標の実績	2,499 t（510ha）		令和5年度に向けた改善の取組			二次評価（企画政策課記入欄）				
事務事業の評価・課題	総合評価	A	当市の転作作物の大部分は飼料用米が占める状況となっているが、より収益の見込める新市場開拓用米（輸出米）への推進を考えている。 しかし、新型コロナウイルスの影響により地域の受け入れ枠の拡大が図られていないため、大々的な推進が出来ない状況である。今後は常陸農業協同組合等と情報を共有しながら、受け入れ枠が拡大された際には、新市場開拓用米の推進を図っていきたい。			事業の方向性		財源について		備考
	新規採択					拡大				
	現状維持	○				計画通り	○			
	見直して継続					削減				
	拡充					/				
	改善									
	縮小									
	統合									
休止・廃止										
不採択										

【令和3年度における事業の総合評価】

必要性	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	○
■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること）	
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	○

有効性	
★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。	○
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	
■事業の実施手段は適切である。	

適正性	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	○
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。	

効率性	
★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。	
■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。	
■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。	○
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	

総合評価	A
------	---

(総合評価と優先度が異なる場合、その理由)

令和5年度の事業の優先度	A
--------------	---

実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼）令和3年度事務事業評価書

事務事業名	県単かんがい排水整備事業		事業の概要	山間急傾斜地帯に広がる水田は用排水路の未整備地域が多く、水路機能に支障を来しているため、機能の回復と維持管理の軽減を図るため、U字溝の布設や柵渠の底張りコンクリート等の改良工事を実施し、農業の合理化を推進する。	目標指標名	
基本目標	VI 創意に満ちた活力あるまちづくり				数値目標	
基本施策	1 産業の振興				数値目標以外	
個別施策	1 農業の振興				目標値算出の考え方	
担当課	環境産業部	農林水産課	性質別	義務的事業	根拠法令等	
区分	継続	事業期間	年～年			

事業内容及び現状/事業計画	令和3年度 事務事業実績		令和4年度 事業内容		令和5～7年度 事業計画					
					令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	・用水路改良工事 L=1,424m 7地区 ・排水路改良工事 L= 346m 2地区		・用水路改良工事 L= 630m 6地区 ・排水路改良工事 L= 415m 2地区		・用水路改良工事 L=1,145m 6地区 ・排水路改良工事 L= 325m 2地区		・用水路改良工事 L=1,145m 6地区 ・排水路改良工事 L= 325m 2地区		・用水路改良工事 L=1,500m 6地区 ・排水路改良工事 L= 300m 2地区	
指標の年度ごと目標値等										
事業の優先度					A+					
事業費	決算額	国補	予算額	国補	予算額	国補	予算額	国補	予算額	国補
	37,000千円	県補	26,500千円	県補	33,500千円	県補	34,000千円	県補	36,000千円	県補
		市債		市債		市債		市債		
		他収入		他収入		他収入		他収入		
一財		一財		一財		一財				
	17,575千円		12,586千円	15,912千円		16,787千円		17,100千円		
	13,100千円		9,400千円	11,900千円		11,900千円		12,800千円		
	1,850千円		1,325千円	1,675千円		1,700千円		1,800千円		
	4,475千円		3,189千円	4,013千円		3,613千円		4,300千円		

令和3年度 事務事業評価		令和5年度以降の事業実施の方向性					
目標指標の実績	総合評価	令和5年度に向けた改善の取組		二次評価（企画政策課記入欄）			
事務事業の評価・課題	A+	地元と協議しながら要望箇所を選定し、維持管理の労力軽減や農業生産性の向上を目的として、引き続き整備を進めていく。		事業の方向性		備考	
				新規採択	拡大		
				現状維持	計画通り		○
				見直して継続	削減		
				拡充			
				改善			
				縮小			
統合							
休止・廃止							
不採択							

【令和3年度における事業の総合評価】

必要性	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	○
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	
■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること）	
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	

有効性	
★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。	
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	○
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	○
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	○
■事業の実施手段は適切である。	○

適正性	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	○
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。	

効率性	
★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。	○
■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。	
■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。	
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	

総合評価	A+
------	----

(総合評価と優先度が異なる場合、その理由)

令和5年度の事業の優先度	A+
--------------	----

実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼）令和3年度事務事業評価書

事務事業名	関南地区県営一般農道整備事業			事業の概要	関南地区（神岡上地内）の農道は未整備で、農耕車両の運行、農作業に多大な労力を要していたため県営事業にて農道を整備し、生産の基盤を高め、営農の合理化、農村の環境を整える。また、この農道は関本、関南方面から磯原方面へ通ずる農道で、市北部と市中心部を結ぶ幹線道路としての役割も担う。延長4,000m、全幅員7.0m、有効幅員5.0m			目標指標名	事業進捗率		
基本目標	VI 創意に満ちた活力あるまちづくり				数値目標	100%					
基本施策	1 産業の振興				数値目標以外						
個別施策	1 農業の振興				目標値算出の考え方	事業費から進捗率を算出					
担当課	環境産業部 農林水産課			性質別	義務的事業			根拠法令等			
区分	継続		事業期間	平成 元 年 ～ 令和 5 年							

事業内容及び現状 /事業計画	令和3年度 事務事業実績			令和4年度 事業内容			令和5～7年度 事業計画								
							令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	整備区間の舗装工事を実施し、全線で道路改良工事が完了し、ガードレール等の道路付属施設工事を併せて実施した。			全線で道路改良工事が完了したが、未譲与区間において、雑木等が繁茂しており、現在の状態での譲与は困難であることから、譲与可能な状態まで雑木等を除去する付帯工を実施する。			令和4年度に譲与手続きが済んだため、事業完了。								
指標の年度ごと目標値等	98%			100%											
事業の優先度							A+								
事業費	決算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補	
	15,000千円	県補		7,500千円	県補		0千円	県補		0千円	県補		0千円	県補	
		市債	11,200千円		市債	5,600千円		市債			市債				
		他収入			他収入			他収入			他収入				
	一財	3,800千円		一財	1,900千円		一財			一財			一財		

令和3年度 事務事業評価			令和5年度以降の事業実施の方向性								
目標指標の実績	総合評価		令和5年度に向けた改善の取組			二次評価（企画政策課記入欄）					
事務事業の評価・課題	A+					事業の方向性	財源について		備考		
	関南一般農道の一部の区間は工事が完了しており、大型機械等の通行が可能になり、営農の合理化が図られ、生産性が向上している。 全線で道路改良工事は完了したが、譲与に向けた雑木の除去等の工事を進めている。工事が順調に進めば令和4年度に事業完了となる予定である。					新規採択		拡大			
						現状維持		○		計画通り	○
						見直して継続				削減	
						拡充		/			
						改善					
						縮小					
		統合									
		休止・廃止									
		不採択									

【令和3年度における事業の総合評価】

必要性	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	○
■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること）	
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	○

有効性	
★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。	
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	○
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	○
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	○
■事業の実施手段は適切である。	○

適正性	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	○
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。	

効率性	
★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。	○
■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。	
■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。	
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	

総合評価	A+
------	----

(総合評価と優先度が異なる場合、その理由)

令和5年度の事業の優先度	A+
--------------	----

実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼）令和3年度事務事業評価書

事務事業名	県営土地改良事業（下桜井地区ほ場整備）			事業の概要	下桜井地区は、ほ場が未整備のため、ほ場整備事業により農業経営の安定化のための区画整理及び用水路の改良、並びに湛水被害解消のための排水機場や排水路の改良を一体的に実施しなければならない地区であるため、かんがい排水事業と併せて土地改良事業を実施する。事業主体は茨城県である。市の負担金は工事費の10%である。受益面積28.9ha			目標指標名	事業進捗率		
基本目標	VI 創意に満ちた活力あるまちづくり							数値目標	100%		
基本施策	1 産業の振興							数値目標以外			
個別施策	1 農業の振興							目標値算出の考え方	事業費から進捗率を算出		
担当課	環境産業部 農林水産課			性質別	義務的事業			根拠法令等			
区分	継続		事業期間	平成 26 年 ～ 令和 6 年							

事業内容及び現状 /事業計画	令和3年度 事務事業実績			令和4年度 事業内容			令和5～7年度 事業計画								
							令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	農地の整備を進めており、畑地のほ場整備を実施した。また、作付けが開始された水田の不具合箇所等の付帯工を実施した。			昨年度から引き続き、畑地のほ場整備を実施する。土地改良区からの要望等に対応するための付帯工を実施する。			不具合箇所や土地改良区からの要望等に対応するための付帯工を実施予定。			不具合箇所や土地改良区からの要望等に対応するための付帯工を実施予定。					
指標の年度ごと目標値等	80%			84%			88%			100%					
事業の優先度							A+								
事業費	決算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補	
	2,900千円	県補		2,800千円	県補		2,400千円	県補		9,100千円	県補		0千円	県補	
		市債	2,610千円		市債	2,520千円		市債	2,100千円		市債	8,190千円		市債	
		他収入			他収入			他収入			他収入			他収入	
	一財	290千円		一財	280千円		一財	300千円		一財	910千円		一財		

令和3年度 事務事業評価			令和5年度以降の事業実施の方向性											
目標指標の実績	総合評価		令和5年度に向けた改善の取組			二次評価（企画政策課記入欄）								
事務事業の評価・課題	A+		不具合箇所や改良区からの要望等に対応し、令和6年度の完了を目標として事業を推進する。			事業の方向性			財源について			備考		
	水田は令和3年度から作付けが開始されており、用水のパイプライン化及び区画の大規模化によって農作業の効率化が図られている。現在、畑地のほ場整備を進めており、今後は整備済みの箇所の不具合が出ている箇所の解消や土地改良区からの要望等に対するため、付帯工等を実施し、令和6年度の事業完了を目指している。					新規採択		拡大		/				
						現状維持	○	計画通り	○					
						見直して継続		削減						
						拡充								
						改善								
						縮小								
統合														
			休止・廃止											
			不採択											

事業の優先度・総合評価

事業名： 県営土地改良事業（下桜井地区ほ場整備）

【令和3年度における事業の総合評価】

必要性	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	○
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	
■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること）	
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	

有効性	
★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。	
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	○
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	○
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	○
■事業の実施手段は適切である。	○

適正性	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	○
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。	

効率性	
★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。	○
■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。	
■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。	
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	

総合評価	A+
------	----

（総合評価と優先度が異なる場合、その理由）

令和5年度の事業の優先度	A+
--------------	----

実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼） 令和3年度事務事業評価書

事務事業名	県単漁港施設整備負担金			事業の概要	本市水産業の生産基盤、流通の拠点として、漁港機能の安全性を確保するため、県単事業を実施し、漁港の機能の充実を図ります。 国補広域漁港整備事業で対応できない事業等を県単漁港施設整備事業で実施します。 災害復旧工事以外の工事（施設維持修繕、港内標識灯の補修、臨港道路の補修等）			目標指標名	
基本目標	VI 創意に満ちた活力あるまちづくり							数値目標	
基本施策	1 産業の振興							数値目標以外	
個別施策	3 水産業の振興							目標値算出の考え方	
担当課	環境産業部	農林水産課		性質別	任意的事業	根拠法令等			
区分	継続	事業期間	平成 14 年 ～	年					

事業内容及び現状 /事業計画	令和3年度 事務事業実績			令和4年度 事業内容			令和5～7年度 事業計画								
							令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	<ul style="list-style-type: none"> ・大津漁港施設維持修繕工事 ・大津漁港臨港道路補修工事（グレーチング補修、白線引き直し等） ・平潟漁港施設維持修繕工事 ・平潟漁港小規模修繕等（標識灯修繕、吸出し対策、工所用資材及び残土撤去等） 			<ul style="list-style-type: none"> ・大津漁港施設維持修繕工事（修繕、軽微工事等） ・平潟漁港施設維持修繕工事（修繕、軽微工事等） 			<ul style="list-style-type: none"> ・大津漁港施設維持修繕工事（漁港整備計画策定にかかる調査、修繕、軽微工事等） ・平潟漁港施設維持修繕工事（修繕、軽微工事等） 			<ul style="list-style-type: none"> ・大津漁港施設維持修繕工事（修繕、軽微工事等） ・平潟漁港施設維持修繕工事（修繕、軽微工事等） 			<ul style="list-style-type: none"> ・大津漁港施設維持修繕工事（修繕、軽微工事等） ・平潟漁港施設維持修繕工事（修繕、軽微工事等） 		
指標の年度ごと目標値等							A								
事業の優先度							A								
事業費	決算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補	
	29,521千円	県補	22,142千円	33,565千円	県補	25,174千円	44,500千円	県補	33,375千円	44,500千円	県補	33,375千円	44,500千円	県補	33,375千円
		市債			市債			市債			市債				
		他収入	738千円		他収入	839千円		他収入	1,112千円		他収入	1,112千円			
一財	6,641千円	一財	7,552千円	一財	10,013千円	一財	10,013千円								

令和3年度 事務事業評価			令和5年度以降の事業実施の方向性							
目標指標の実績	総合評価		令和5年度に向けた改善の取組			二次評価（企画政策課記入欄）				
事務事業の評価・課題	A		県が各漁業協同組合の要望等を調査し、計画され漁港管理者の県が事業を行っている。			事業の方向性	財源について		備考	
	グレーチングの補修、臨港道路の白線引き直し、標識灯の修繕が行われ、漁港環境が向上した。					新規採択		拡大		
						現状維持	○	計画通り		○
						見直して継続		削減		
						拡充		/		
						改善				
						縮小				
統合										
休止・廃止										
不採択										

【令和3年度における事業の総合評価】

必要性	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	○
■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること）	
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	○

有効性	
★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。	
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	○
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	○
■事業の実施手段は適切である。	○

適正性	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	○
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。	

効率性	
★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。	
■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。	
■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。	○
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	

総合評価	A
------	---

令和5年度の事業の優先度	A
--------------	---

(総合評価と優先度が異なる場合、その理由)

実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼） 令和3年度事務事業評価書

事務事業名	鳥獣被害防止総合対策事業		事業の概要	鳥獣による農林水産業に係る被害が、鳥獣の生息分布域の拡大、農山漁村における過疎化や高齢化の進展による耕作放棄地の増加に伴い、中山間地域等を中心に深刻化していることから、その軽減に資することを目的としている。	目標指標名	イノシシ捕獲計画数	
基本目標	VI 創意に満ちた活力あるまちづくり				数値目標	580頭(年)	
基本施策	1 産業の振興				数値目標以外	電気柵2段 周囲3,000	
個別施策	1 農業の振興				目標値算出の考え方	北茨城市鳥獣被害防止計画	
担当課	環境産業部	農林水産課	性質別	義務的事業	根拠法令等		
区分	継続	事業期間	平成 25 年 ～ 年				

	令和3年度 事務事業実績			令和4年度 事業内容			令和5～7年度 事業計画								
							令和5年度			令和6年度			令和7年度		
事業内容及び現状/事業計画	地域ぐるみで圃場の環境整備などを行っている地区をモデル地区とし、電気柵の共同施工や管理を行い効果を検証する。また、箱わなを購入し、捕獲隊に貸し出して個体捕獲を図る。農林水産業に被害を及ぼす野生鳥獣を緊急的に捕獲するための経費の支援。 個人で行う電気柵の施行に対し、農業共済で一部費用補助を行っている。捕獲活動の直接支援により、個体数の低減を図る。 電気柵 3800 二段 整備 イノシシ捕獲 314頭			地域ぐるみで圃場の環境整備などを行っている地区をモデル地区とし、電気柵の共同施工や管理を行い効果を検証する。また、箱わなを購入し、捕獲隊に貸し出して個体捕獲を図る。農林水産業に被害を及ぼす野生鳥獣を緊急的に捕獲するための経費の支援。 個人で行う電気柵の施行に対し、農業共済で一部費用補助を行っている。捕獲活動の直接支援により、個体数の低減を図る。 イノシシ捕獲 600頭			地域ぐるみで圃場の環境整備などを行っている地区をモデル地区とし、電気柵の共同施工や管理を行い効果を検証する。また、箱わなを購入し、捕獲隊に貸し出して個体捕獲を図る。農林水産業に被害を及ぼす野生鳥獣を緊急的に捕獲するための経費の支援。 個人で行う電気柵の施行に対し、農業共済で一部費用補助を行っている。捕獲活動の直接支援により、個体数の低減を図る。			地域ぐるみで圃場の環境整備などを行っている地区をモデル地区とし、電気柵の共同施工や管理を行い効果を検証する。また、箱わなを購入し、捕獲隊に貸し出して個体捕獲を図る。農林水産業に被害を及ぼす野生鳥獣を緊急的に捕獲するための経費の支援。 個人で行う電気柵の施行に対し、農業共済で一部費用補助を行っている。捕獲活動の直接支援により、個体数の低減を図る。			地域ぐるみで圃場の環境整備などを行っている地区をモデル地区とし、電気柵の共同施工や管理を行い効果を検証する。また、箱わなを購入し、捕獲隊に貸し出して個体捕獲を図る。農林水産業に被害を及ぼす野生鳥獣を緊急的に捕獲するための経費の支援。 個人で行う電気柵の施行に対し、農業共済で一部費用補助を行っている。捕獲活動の直接支援により、個体数の低減を図る。		
指標の年度ごと目標値等	680頭			580頭			580頭			580頭			580頭		
事業の優先度							A+								
事業費	決算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補	
	5,854千円	県補	4,709千円	9,708千円	県補	7,608千円	7,500千円	県補	4,600千円	7,500千円	県補	4,600千円	7,500千円	県補	4,600千円
		市債			市債			市債			市債				
		他収入			他収入			他収入			他収入				
	一財	1,145千円		一財	2,100千円		一財	2,900千円		一財	2,900千円		一財	2,900千円	

令和3年度 事務事業評価			令和5年度以降の事業実施の方向性							
目標指標の実績	314頭		令和5年度に向けた改善の取組			二次評価（企画政策課記入欄）				
事務事業の評価・課題	総合評価	A+	これまでの取り組みを継続する一方、捕獲従事者の減少、捕獲従事者の高齢化が目立ってきている。そのため、新規狩猟者の増加を推進していきたい。狩猟の楽しさなどを周知する機会を設けるなどをして、若手狩猟者、新規狩猟者の増加を目指していくこととする。 事業の優先度については、A+評価とし、事業の規模については現状維持を行うものの、上記の取組などを行い、現状の課題を解決していくこととする。			事業の方向性		財源について		備考
	全国的に、近年豚熱が流行している影響が考えられるが、北茨城市で捕獲された、イノシシを豚熱検査を続けても、陽性という結果は出ていない。豚熱の流行の影響のみかは定かではないが、捕獲頭数が大幅に減少、目標達成は果たせなかった。 近隣の市町村でも北茨城市と同様に捕獲頭数が大幅に減少している。近隣の市町村では、豚熱の陽性結果が出ていることから、豚熱の影響によるイノシシの個体数の減少により、北茨城市のイノシシの個体数も減少したと思われる。	新規採択					拡大			
		現状維持				○	計画通り		○	
		見直して継続					削減			
		拡充					/			
	改善									
	縮小									
	統合									
	休止・廃止									
	不採択									

【令和3年度における事業の総合評価】

必要性	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	○
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	
■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること）	
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	

有効性	
★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。	
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	
■事業の実施手段は適切である。	○

適正性	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	○
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。	

効率性	
★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。	○
■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。	
■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。	
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	

総合評価	A+
------	----

(総合評価と優先度が異なる場合、その理由)

令和5年度の事業の優先度	A+
--------------	----

実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼）令和3年度事務事業評価書

事務事業名	下桜井地区県営かんがい排水事業			事業の概要	下桜井地区のJR常磐線東側区域は、台風や大雨の影響によって流末排水路である桜井川が度々氾濫し、農地等の冠水被害が発生している。また、当地区内の道路も同様に冠水し、通学路や災害時の避難路としての利用にも大きな影響を来している。そのため、湛水被害の解消と農業生産性の向上による農業経営の安定化を図る目的として、排水路の整備や排水機場の新設を行う。事業主体は茨城県であり、市の負担金は工事費の25%である。排水路整備L=1.2km、排水機場の新設 N=一式			目標指標名	事業進捗率
基本目標	VI 創意に満ちた活力あるまちづくり				数値目標	100%			
基本施策	1 産業の振興				数値目標以外				
個別施策	1 農業の振興				目標値算出の考え方	事業費から進捗率を算出			
担当課	環境産業部	農林水産課		性質別	義務的事業			根拠法令等	
区分	継続	事業期間	平成 26 年 ～ 令和 6 年						

事業内容及び現状 /事業計画	令和3年度 事務事業実績			令和4年度 事業内容			令和5～7年度 事業計画							
							令和5年度		令和6年度		令和7年度			
	湛水被害解消のため、排水機場の新設工事を実施し、令和4年6月に排水機場が完成した。また、整備後の排水路等の不具合箇所や土地改良区からの要望等に対応するため、付帯工を実施した。			工事を進めていた排水機場が予定通り完成し、市への移譲手続きを進める。(R4.7から市へ移譲) 昨年度同様に、排水路等の不具合箇所の工事や土地改良区からの要望等に対応するため、付帯工を実施予定。			排水路等の不具合箇所の工事や土地改良区からの要望等に対応するため、付帯工を実施予定。		排水路等の不具合箇所の工事や土地改良区からの要望等に対応するため、付帯工を実施予定。					
指標の年度ごと目標値等	90%			93%			95%		96%					
事業の優先度							A+							
事業費	決算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補			
	7,500千円	県補		5,750千円	県補		5,000千円	県補		1,750千円	県補			
		市債	6,000千円		市債	4,500千円		市債	4,000千円		市債	1,400千円	市債	0千円
		他収入			他収入			他収入			他収入		他収入	
	一財	1,500千円		一財	1,250千円		一財	1,000千円		一財	350千円			

令和3年度 事務事業評価			令和5年度以降の事業実施の方向性							
目標指標の実績	総合評価		令和5年度に向けた改善の取組			二次評価（企画政策課記入欄）				
事務事業の評価・課題	A+		今後は排水路の不具合箇所の手直しや改良区からの要望に対応し、令和6年度の事業完了を目標として事業を推進する。			事業の方向性	財源について		備考	
	令和4年度に排水機場が完成し、7月に管理が市に移譲された。今後、台風や大雨等の際に排水機場を稼働させることで農地等への被害軽減が期待される。					新規採択		拡大		
						現状維持	○	計画通り		○
						見直して継続		削減		
						拡充		/		
						改善				
						縮小				
		統合								
		休止・廃止								
		不採択								

【令和3年度における事業の総合評価】

必要性	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	○
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	
■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること）	
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	

有効性	
★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。	
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	○
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	○
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	○
■事業の実施手段は適切である。	○

適正性	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	○
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。	

効率性	
★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。	○
■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。	
■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。	
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	

総合評価	A+
------	----

(総合評価と優先度が異なる場合、その理由)

令和5年度の事業の優先度	A+
--------------	----

実施計画事業計画調査（令和5～7年度）（兼）令和3年度事務事業評価書

事務事業名	水田農業対策地域推進事業			事業の概要	米の生産調整の推進を図るため、経営所得安定対策制度等の推進及び戦略作物の生産振興を推進する。また、将来を見据えた農地の利用集積、耕作放棄地の解消、担い手の育成及び確保に取り組む。			目標指標名	
基本目標	VI 創意に満ちた活力あるまちづくり				数値目標				
基本施策	1 産業の振興				数値目標以外	国の経営所得安定対策制度等事務の適正処理を行う			
個別施策	1 農業の振興				目標値算出の考え方				
担当課	環境産業部 農林水産課			性質別	義務的事業	根拠法令等			
区分	継続	事業期間	平成 24 年 ～ 年						

	令和3年度 事務事業実績			令和4年度 事業内容			令和5～7年度 事業計画								
							令和5年度			令和6年度			令和7年度		
事業内容及び現状 / 事業計画	国の経営所得安定対策制度等を利用した米の生産調整を図るため、当制度の推進や一連の事務作業（作付計画書の処理や交付申請に関する資料作成など）を行っている。当制度を活用する飼料用米やWCS用稲といった転作作物の耕作面積は年々増加しており、米の生産調整が図られ、上記事業の概要に関する取組にも繋がっている。			国の経営所得安定対策制度等の関連事務を適正に行うとともに、当制度の活用を推進することで、上記事業の概要に関する取組の推進を図る。			国の経営所得安定対策制度等の関連事務を適用を行うとともに、飼料用米やWCS用稲に限らず、新市場用開拓用米（輸出米）等のより収益の見込める転作作物の推進も視野に入れながら、上記事業の概要に関する取組の推進を図る。			国の経営所得安定対策制度等の関連事務を適用を行うとともに、飼料用米やWCS用稲に限らず、新市場用開拓用米（輸出米）等のより収益の見込める転作作物の推進も視野に入れながら、上記事業の概要に関する取組の推進を図る。			国の経営所得安定対策制度等の関連事務を適用を行うとともに、飼料用米やWCS用稲に限らず、新市場用開拓用米（輸出米）等のより収益の見込める転作作物の推進も視野に入れながら、上記事業の概要に関する取組の推進を図る。		
指標の年度ごと目標値等															
事業の優先度							A								
事業費	決算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補	
	4,385千円	県補	4,385千円	6,760千円	県補	6,540千円	5,000千円	県補	5,000千円	5,000千円	県補	5,000千円	5,000千円	県補	5,000千円
		市債			市債			市債			市債				
		他収入			他収入			他収入			他収入				
		一財			一財	220千円		一財			一財				

令和3年度 事務事業評価			令和5年度以降の事業実施の方向性								
目標指標の実績	総合評価		令和5年度に向けた改善の取組			二次評価（企画政策課記入欄）					
事務事業の評価・課題	A		毎年県から交付されている経営所得安定対策等の推進事務費が年々減額されている状況であり、限られた予算の中で当対策の推進及び事務処理を遂行しなければならない。そのため、現在の経費等を見直し、推進事務内容等の再考が必要になると考えている。			事業の方向性					
	経営所得安定対策制度等の推進を行うことで、戦略作物に位置付けられている飼料用米やWCS用稲の耕作面積は大幅に増加しており、上記事業の概要に関する取組の推進が図られた。また、当制度の関連事務を適正に処理することで、助成金の交付までの流れを遅滞なく遂行することが出来た。			毎年県から交付されている経営所得安定対策等の推進事務費が年々減額されている状況であり、限られた予算の中で当対策の推進及び事務処理を遂行しなければならない。そのため、現在の経費等を見直し、推進事務内容等の再考が必要になると考えている。			財源について				
							備考				
							新規採択		拡大		
							現状維持	○	計画通り		○
							見直して継続		削減		
							拡充		/		
							改善				
縮小											
統合											
休止・廃止											
不採択											

【令和3年度における事業の総合評価】

必要性	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	○
■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること）	
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	○

有効性	
★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。	
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	○
■事業の実施手段は適切である。	○

適正性	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	○
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。	

効率性	
★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。	○
■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。	
■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。	
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	

総合評価	A
------	---

(総合評価と優先度が異なる場合、その理由)

令和5年度の事業の優先度	A
--------------	---

実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼） 令和3年度事務事業評価書

事務事業名	日本型直接支払事業(多面的)			事業の概要	国が閣議決定した新たな「食料・農業・農村基本計画」において、その具体的な施策として、産業政策である「農地・水・環境保全向上対策」を新たに導入し、本施策の実施により、食料の安定供給のほか、自然環境の保全、良好な景観の形成など農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮につなげていくことを目的とする。	目標指標名	活動実施面積		
基本目標	VI 創意に満ちた活力あるまちづくり					数値目標	400ha		
基本施策	1 産業の振興					数値目標以外			
個別施策	1 農業の振興					目標値算出の考え方	年間30ha増		
担当課	環境産業部	農林水産課		性質別	任意的事業	根拠法令等			
区分	継続	事業期間	平成 26 年 ~	年					

	令和3年度 事務事業実績			令和4年度 事業内容			令和5～7年度 事業計画								
							令和5年度			令和6年度			令和7年度		
事業内容及び現状/事業計画	国が閣議決定した新たな「食料・農業・農村基本計画」において、その具体的な施策として産業政策である。「農地・水・環境保全向上対策」を新たに導入し、本施策の実施により、食料の安定供給のほか、自然環境の保全、良好な景観の形成など農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮に繋げていくことを目的とする。 平成18年度に本格的な対策の着手に先駆けて全国約6,000の地域で実験的に取り組みに対する助成を行っており、茨城県内においても活動支援実験事業として16地域で実施したところである。平成29年度末現在での実施団体数は、県北地域で81地区となっている。本市では平成23年度まで3地区で活動していたが、平成24年度から1地区域減の2地区となっている。			国が閣議決定した新たな「食料・農業・農村基本計画」において、その具体的な施策として産業政策である。「農地・水・環境保全向上対策」を新たに導入し、本施策の実施により、食料の安定供給のほか、自然環境の保全、良好な景観の形成など農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮に繋げていくことを目的とする。 平成18年度に本格的な対策の着手に先駆けて全国約6,000の地域で実験的に取り組みに対する助成を行っており、茨城県内においても活動支援実験事業として16地域で実施したところである。平成29年度末現在での実施団体数は、県北地域で81地区となっている。本市では平成23年度まで3地区で活動していたが、平成24年度から1地区域減の2地区となっている。 現在の活動組織は1 1 組織である。			国が閣議決定した新たな「食料・農業・農村基本計画」において、その具体的な施策として産業政策である。「農地・水・環境保全向上対策」を新たに導入し、本施策の実施により、食料の安定供給のほか、自然環境の保全、良好な景観の形成など農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮に繋げていくことを目的とする。 平成18年度に本格的な対策の着手に先駆けて全国約6,000の地域で実験的に取り組みに対する助成を行っており、茨城県内においても活動支援実験事業として16地域で実施したところである。平成29年度末現在での実施団体数は、県北地域で81地区となっている。本市では平成23年度まで3地区で活動していたが、平成24年度から1地区域減の2地区となっている。			国が閣議決定した新たな「食料・農業・農村基本計画」において、その具体的な施策として産業政策である。「農地・水・環境保全向上対策」を新たに導入し、本施策の実施により、食料の安定供給のほか、自然環境の保全、良好な景観の形成など農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮に繋げていくことを目的とする。 平成18年度に本格的な対策の着手に先駆けて全国約6,000の地域で実験的に取り組みに対する助成を行っており、茨城県内においても活動支援実験事業として16地域で実施したところである。平成29年度末現在での実施団体数は、県北地域で81地区となっている。本市では平成23年度まで3地区で活動していたが、平成24年度から1地区域減の2地区となっている。			国が閣議決定した新たな「食料・農業・農村基本計画」において、その具体的な施策として産業政策である。「農地・水・環境保全向上対策」を新たに導入し、本施策の実施により、食料の安定供給のほか、自然環境の保全、良好な景観の形成など農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮に繋げていくことを目的とする。 平成18年度に本格的な対策の着手に先駆けて全国約6,000の地域で実験的に取り組みに対する助成を行っており、茨城県内においても活動支援実験事業として16地域で実施したところである。平成29年度末現在での実施団体数は、県北地域で81地区となっている。本市では平成23年度まで3地区で活動していたが、平成24年度から1地区域減の2地区となっている。		
指標の年度ごと目標値等	300ha			300ha			400ha			400ha			400ha		
事業の優先度							A+								
事業費	決算額	国補	6,924千円	予算額	国補	6,657千円	予算額	国補	8,899千円	予算額	国補	8,899千円	予算額	国補	8,899千円
	13,847千円	県補	3,208千円	15,615千円	県補	3,328千円	17,798千円	県補	4,449千円	17,798千円	県補	4,449千円	17,798千円	県補	4,449千円
		市債			市債			市債			市債				
		他収入			他収入			他収入			他収入				
		一財	3,715千円		一財	5,630千円		一財	4,450千円		一財	4,450千円			

令和3年度 事務事業評価			令和5年度以降の事業実施の方向性							
目標指標の実績	267.98ha		令和5年度に向けた改善の取組			二次評価（企画政策課記入欄）				
事務事業の評価・課題	総合評価	A+	これまでの取組を継続する一方で、総合評価でも書いた通り、活動地域を増やすことが第一の改善内容となっている。 活動ができない原因として、取りまとめる人がいない、事務作業ができないなどがあげられる。そのため、広域化をし、一つの組織にまとめ、事務作業を委託するなどして、負担の軽減に進めていきたいと考える。そのためには、活動組織を増やさなくてはいけないため、周知の仕方も見直し、行っていく必要があると考える。			事業の方向性		財源について		備考
	新規採択					拡大				
	現状維持	○				計画通り	○			
	見直して継続					削減				
	拡充					/				
	改善									
	縮小									
	統合									
休止・廃止										
不採択										

事業の優先度・総合評価

事業名：日本型直接支払事業(多面的)

【令和3年度における事業の総合評価】

必要性	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	○
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	
■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること）	
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	

有効性	
★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。	○
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	
■事業の実施手段は適切である。	

適正性	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	○
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。	

効率性	
★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。	○
■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。	
■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。	
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	

総合評価	A+
------	----

令和5年度の事業の優先度	A+
--------------	----

(総合評価と優先度が異なる場合、その理由)

--

実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼）令和3年度事務事業評価書

事務事業名	県単農道整備事業		事業の概要	農耕車両の円滑な通行や農作業の軽減、安全、効率化、農村環境の向上を図るため、未舗装農道や整備が必要な農道の工事を実施し、また、土地改良施設等での作業の安全を確保するための工事を実施する。	目標指標名	
基本目標	VI 創意に満ちた活力あるまちづくり				数値目標	
基本施策	1 産業の振興				数値目標以外	
個別施策	1 農業の振興				目標値算出の考え方	
担当課	環境産業部	農林水産課	性質別	義務的事業	根拠法令等	
区分	継続	事業期間	年～年			

事業内容及び現状 /事業計画	令和3年度 事務事業実績		令和4年度 事業内容		令和5年度		令和6年度		令和7年度		
		<ul style="list-style-type: none"> 農道整備工事 L= 215m 1地区 防災安全施設工事 L= 331m 1地区 		<ul style="list-style-type: none"> 農道整備工事 L= 329m 2地区 防災安全施設工事 L= 142m 1地区 		<ul style="list-style-type: none"> 農道整備工事 L= 170m 1地区 防災安全施設工事 L= 85m 1地区 		<ul style="list-style-type: none"> 農道整備工事 L= 250m 1地区 防災安全施設工事 L= 200m 1地区 		<ul style="list-style-type: none"> 農道整備工事 L= 250m 1地区 防災安全施設工事 L= 200m 1地区 	
指標の年度ごと目標値等					A+						
事業の優先度					A+						
事業費	決算額	国補	予算額	国補	予算額	国補	予算額	国補	予算額	国補	
	17,000千円	県補	8,425千円	県補	5,162千円	県補	2,675千円	県補	3,915千円	県補	3,915千円
		市債	6,400千円	市債	4,000千円	市債	2,100千円	市債	3,000千円	市債	3,000千円
		他収入		他収入		他収入		他収入		他収入	
一財		2,175千円	一財	1,443千円	一財	725千円	一財	1,085千円	一財	1,085千円	

令和3年度 事務事業評価		令和5年度以降の事業実施の方向性					
目標指標の実績		令和5年度に向けた改善の取組		二次評価（企画政策課記入欄）			
事務事業の評価・課題	総合評価	A+		事業の方向性	財源について	備考	
	整備された農道については、作物の運搬の効率化や通行の安全が図られており、整備効果が発現している。また、防災安全安全施設整備によって、土地改良施設を維持管理するうえで、事故等の発生を未然に防いでいる。今後も地元の要望を確認しながら整備を進める。		地元から要望された箇所について、現地確認等を行い優先順位を検討しながら、引き続き整備を進めていく。		新規採択		拡大
					現状維持		計画通り
					見直して継続		削減
					拡充		
					改善		
					縮小		
				統合			
				休止・廃止			
				不採択			

【令和3年度における事業の総合評価】

必要性	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	○
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	
■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること）	
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	

有効性	
★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。	○
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	
■事業の実施手段は適切である。	

適正性	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	○
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	○
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	○
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。	

効率性	
★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。	○
■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。	
■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。	
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	

総合評価	A+
------	----

(総合評価と優先度が異なる場合、その理由)

令和5年度の事業の優先度	A+
--------------	----

実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼） 令和3年度事務事業評価書

事務事業名	新規就農総合支援事業			事業の概要	次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立に資する資金を交付することにより、青年等の就農意欲の喚起と就農後の定着を図ることを目的とする。青年等就農計画の認定を受けた「認定新規就農者」に対し、年間150万円、最長5年間の資金を交付し支援する（通常、上期と下期で1/2ずつ交付。夫婦共同経営の場合は1.5倍の年間225万円を交付）。令和4年度採択者より、交付期間が最長3年間となる。	目標指標名	認定新規就農者数(H24年度からの累計)		
基本目標	VI 創意に満ちた活力あるまちづくり					数値目標	11		
基本施策	1 産業の振興					数値目標以外			
個別施策	1 農業の振興					目標値算出の考え方	当事業の交付要件である認定新規就農者数の増により、就農直後の経営確立及び就農意欲の喚起に繋がるため（令和3年度実績6名からの増加を目指す）。		
担当課	環境産業部	農林水産課		性質別	義務的事業	根拠法令等	農業人材力強化総合支援事業実施要綱、新規就農者育成総合対策事業実施要綱		
区分	継続	事業期間	平成 24 年 ～	年					

	令和3年度 事務事業実績			令和4年度 事業内容			令和5～7年度 事業計画								
							令和5年度			令和6年度			令和7年度		
事業内容及び現状/事業計画	農業を持続的に発展させ、青年等の就農意欲の喚起と就農後の定着を図ることを目的に、就農直後の経営確立に資する資金を交付した。 ・交付額(下期)：1,875,000円 内訳 継続1組 1,125,000円 継続1名 750,000円 ※R3年度上期分はR2年度下期分にて前倒しで交付した。			上記「事業概要」の記載の内容を引き続き実施するとともに、個別的就農相談について関係機関と連携し相談体制の整備を行い、就農に関する情報の発信に努める。 今年度より経営を開始した親元就農者の青年等就農計画等の認定申請手続きを行い、下期分からの交付を開始した。 ・交付額(上期)：1,875,000円 内訳 継続1組 1,125,000円 継続1名 750,000円 ・交付額(下期)：2,625,000円 内訳 継続1組 1,125,000円 継続1名 750,000円 新規1名 750,000円			上記「事業概要」の記載の内容を引き続き実施するとともに、個別的就農相談について関係機関と連携し相談体制の整備を行い、就農に関する情報の発信に努める。 ・交付額(上期)：2,625,000円 内訳 継続1組 1,125,000円(上期で終了) 継続2名 1,500,000円 ・交付額(下期)：1,500,000円 内訳 継続2名 1,500,000円			上記「事業概要」の記載の内容を引き続き実施するとともに、個別的就農相談について関係機関と連携し相談体制の整備を行い、就農に関する情報の発信に努める。 ・交付額(上期)：1,500,000円 内訳 継続2名 1,500,000円 ・交付額(下期)：1,500,000円 内訳 継続2名 1,500,000円			上記「事業概要」の記載の内容を引き続き実施するとともに、個別的就農相談について関係機関と連携した対応を行い、就農支援制度の情報発信に努める。 ・交付額(上期)：1,500,000円 内訳 継続2名 1,500,000円(1名上期で終了) ・交付額(下期)：750,000円 内訳 継続1名 750,000円		
指標の年度ごと目標値等	7			8			9			10			11		
事業の優先度							A								
事業費	決算額	国補	1,875千円	予算額	国補	4,500千円	予算額	国補	4,125千円	予算額	国補	3,000千円	予算額	国補	2,250千円
	1,875千円	県補		4,500千円	県補		4,125千円	県補		3,000千円	県補		2,250千円	県補	
		市債			市債			市債			市債				
		他収入			他収入			他収入			他収入				
		一財			一財			一財			一財				

令和3年度 事務事業評価			令和5年度以降の事業実施の方向性									
目標指標の実績	6		令和5年度に向けた改善の取組			二次評価（企画政策課記入欄）						
事務事業の評価・課題	総合評価	A	上記「事業概要」の記載の内容を引き続き実施するとともに、個別的就農相談について関係機関と連携し相談体制の整備を行い、就農に関する情報の発信に努め、認定新規就農者数の増加に繋げていきたいと考える。具体的には、ホームページ等の活用による就農支援制度の情報発信を行っていききたい。			事業の方向性	財源について		備考			
	昨年度からの継続交付対象者に対し、資金を交付したが、令和3年度において新たに青年等就農計画の認定を受けた「認定新規就農者」は0件であった。しかし、親元就農(水稻)や新規参入(畜産)等の就農相談は3件程あったことから、今後の「認定新規就農者」の増加が期待できる。一方で、令和4年度の採択者より交付期間が5年から3年へと短縮される等制度内容の変更が生じ、資金の交付が決定されるまでの申請手続きが多岐に渡るため、制度内容の周知及び申請手続きの支援が必要と考える。						新規採択	拡大				
							現状維持	計画通り		○		
							見直して継続	削減				
											拡充	/
											改善	
						縮小						
		統合										
		休止・廃止										
		不採択										

【令和3年度における事業の総合評価】

必要性	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	○
■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること）	
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	○

有効性	
★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。	
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	
■事業の実施手段は適切である。	○

適正性	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	○
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。	

効率性	
★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。	○
■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。	
■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。	
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	

総合評価	A
------	---

(総合評価と優先度が異なる場合、その理由)

令和5年度の事業の優先度	A
--------------	---

実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼） 令和3年度事務事業評価書

事務事業名	日本型直接支払事業（中山間）			事業の概要	中山間地域等は、水源の涵養、洪水の防止に大きな役割を果たしているが、高齢化や生産条件が不利なため耕作放棄地が生じ、水土保全の大きな損失が懸念されているため、地域の共同取組や農作業を通じ耕作放棄地の発生を防止し、水田の持つ多面的機能の発揮を確保する。	目標指標名	対象地域における取組の割合		
基本目標	VI 創意に満ちた活力あるまちづくり					数値目標	34ha		
基本施策	1 産業の振興					数値目標以外			
個別施策	1 農業の振興					目標値算出の考え方	対象地域面積224haに対し、取組み面積15%		
担当課	環境産業部	農林水産課		性質別	義務的事業	根拠法令等			
区分	継続	事業期間	平成 13 年 ～	年					

	令和3年度 事務事業実績			令和4年度 事業内容			令和5～7年度 事業計画								
							令和5年度			令和6年度			令和7年度		
事業内容及び現状/事業計画	農業生産等を通じ耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能確保の観点から、急傾斜等農業生産条件に不利な農地を対象に、集落協定に基づき5年以上継続して農業生産活動を行う農業者に対し、直接支払を実施する。 ○取組地区 ・内野地区 93,965㎡ ・半蔵地区 201,853㎡ ・里見地区 32,774㎡ 計 328,592㎡			農業生産等を通じ耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能確保の観点から、急傾斜等農業生産条件に不利な農地を対象に、集落協定に基づき5年以上継続して農業生産活動を行う農業者に対し、直接支払を実施する。 ○取組地区 ・内野地区 93,965㎡ ・半蔵地区 201,853㎡ ・里見地区 32,774㎡ 計 328,592㎡			農業生産等を通じ耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能確保の観点から、急傾斜等農業生産条件に不利な農地を対象に、集落協定に基づき5年以上継続して農業生産活動を行う農業者に対し、直接支払を実施する。 ○取組地区 ・内野地区 93,965㎡ ・半蔵地区 201,853㎡ ・里見地区 32,774㎡ 計 328,592㎡			農業生産等を通じ耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能確保の観点から、急傾斜等農業生産条件に不利な農地を対象に、集落協定に基づき5年以上継続して農業生産活動を行う農業者に対し、直接支払を実施する。 ○取組地区 ・内野地区 93,965㎡ ・半蔵地区 201,853㎡ ・里見地区 32,774㎡ 計 328,592㎡			農業生産等を通じ耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能確保の観点から、急傾斜等農業生産条件に不利な農地を対象に、集落協定に基づき5年以上継続して農業生産活動を行う農業者に対し、直接支払を実施する。 ○取組地区 ・内野地区 93,965㎡ ・半蔵地区 201,853㎡ ・里見地区 32,774㎡ 計 328,592㎡		
指標の年度ごと目標値等	34ha			34ha			34ha			34ha			34ha		
事業の優先度							A								
事業費	決算額	国補	1,083千円	予算額	国補	1,083千円	予算額	国補	1,083千円	予算額	国補	1,083千円	予算額	国補	1,083千円
	2,973千円	県補	945千円	2,973千円	県補	945千円	2,973千円	県補	945千円	2,973千円	県補	945千円	2,973千円	県補	945千円
		市債			市債			市債			市債				
		他収入			他収入			他収入			他収入				
		一財	945千円		一財	945千円		一財	945千円		一財	945千円			

令和3年度 事務事業評価			令和5年度以降の事業実施の方向性							
目標指標の実績	33ha		令和5年度に向けた改善の取組			二次評価（企画政策課記入欄）				
事務事業の評価・課題	総合評価		これまでの取組を継続する一方、中山間地域直接支払交付金は、急傾斜等農業生産条件に不利な農地を対象にするため、耕作放棄が発生しやすいことから、この制度を多くの人に知ってもらえるよう、情報発信を強化する。 また、中山間地域直接支払交付金の該当にならない場合は、同じ日本型直接支払事業である、多面的機能直接支払交付金等の制度を案内し、事業の推進を図ることとする。 事業の優先度についてはA評価とし、事業規模については現状維持とするが、新たに要望があった場合は、適宜検討することとする。			事業の方向性		財源について		備考
	A					新規採択		拡大		
	農業生産活動を行うことにより、水田の持つ多面的機能の確保、耕作放棄地の防止をはかることができた。 また、協定に基づき共同作業の取組により農道、水路、畦畔などの管理・補修等を行うことにより、急傾斜等農業生産条件に不利な農地の維持管理を継続することができた。					現状維持	○	計画通り	○	
						見直して継続		削減		
						拡充		/		
						改善				
						縮小				
						統合				
		休止・廃止								
		不採択								

【令和3年度における事業の総合評価】

必要性	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	○
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	
■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること）	
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	

有効性	
★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。	
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	○
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	○
■事業の実施手段は適切である。	○

適正性	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	○
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。	

効率性	
★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。	○
■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。	
■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。	
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	

総合評価	A
------	---

（総合評価と優先度が異なる場合、その理由）

令和5年度の事業の優先度	A
--------------	---

実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼） 令和3年度事務事業評価書

事務事業名	松くい虫撲滅対策事業			事業の概要	松くい虫による被害を防止し、松林の有する機能保持を図るため、公益的機能の高い松林について、松くい虫撲滅のための予防薬剤散布、伐倒駆除、樹幹注入を実施する。			目標指標名	空中散布面積及び伐倒駆除本数、樹幹注入本数		
基本目標	V 人と地球にやさしい安全なまちづくり				数値目標						
基本施策	1 市民協働・市民参加の推進				数値目標以外	市内（五浦地区、関本地区、その他）の松林の機能確保					
個別施策	1 自然環境・生態系の保護、保全				目標値算出の考え方						
担当課	環境産業部	農林水産課		性質別	義務的事業	根拠法令等					
区分	継続	事業期間	昭和 54 年 ～	年							

	令和3年度 事務事業実績			令和4年度 事業内容			令和5～7年度 事業計画								
							令和5年度			令和6年度			令和7年度		
事業内容及び現状/事業計画	空中散布・地上散布・樹幹注入により、松くい虫被害を防止する。また、松くい虫被害木については、伐倒駆除を実施する。 ○空中散布 関本中 15ha 五浦 7ha 計 22ha ○伐倒駆除 実施場所 磯原町 伐倒本数 8本 ○樹幹注入 実施場所 大津町五浦 注入樹木数 6本 使用アンプル数 60本			空中散布・地上散布・樹幹注入により、松くい虫被害を防止する。また、松くい虫被害木については、伐倒駆除を実施する。 ○空中散布 関本中 15ha 五浦 6ha 計 21ha ○伐倒駆除 実施場所 磯原町・大津町五浦 ○樹幹注入 実施場所 磯原町・大津町五浦			空中散布・地上散布・樹幹注入により、松くい虫被害を防止する。また、松くい虫被害木については、伐倒駆除を実施する。 ○空中散布 関本中 15ha ○伐倒駆除 実施場所 磯原町・大津町五浦 ○樹幹注入 実施場所 磯原町・大津町五浦			空中散布・地上散布・樹幹注入により、松くい虫被害を防止する。また、松くい虫被害木については、伐倒駆除を実施する。 ○空中散布 関本中 15ha ○伐倒駆除 実施場所 磯原町・大津町五浦 ○樹幹注入 実施場所 磯原町・大津町五浦			空中散布・地上散布・樹幹注入により、松くい虫被害を防止する。また、松くい虫被害木については、伐倒駆除を実施する。 ○空中散布 関本中 15ha ○伐倒駆除 実施場所 磯原町・大津町五浦 ○樹幹注入 実施場所 磯原町・大津町五浦		
指標の年度ごと目標値等	市内（五浦地区、関本地区、その他）の松林の機能確保			市内（五浦地区、関本地区、その他）の松林の機能確保			市内（五浦地区、関本地区、その他）の松林の機能確保			市内（五浦地区、関本地区、その他）の松林の機能確保			市内（五浦地区、関本地区、その他）の松林の機能確保		
事業の優先度							A								
事業費	決算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補	
		県補			県補			県補			県補			県補	
	2,307千円	市債		2,280千円	市債		1,841千円	市債		1,841千円	市債		1,841千円	市債	
		他収入	2,298千円		他収入	2,260千円		他収入	1,841千円		他収入	1,841千円		他収入	1,841千円
	一財	9千円		一財	20千円		一財			一財			一財		

令和3年度 事務事業評価			令和5年度以降の事業実施の方向性							
目標指標の実績	市内（五浦地区、関本地区、その他）の松林の機能確保		令和5年度に向けた改善の取組			二次評価（企画政策課記入欄）				
事務事業の評価・課題	総合評価		これまでの取組を継続する一方で、県等を交えて、五浦海岸線の松林及び散布範囲の確認を行いたいと考えている。 また、これまで空中散布時にヘリポートとして使用していた北茨城市清掃センターが移転することに伴い、新たにヘリポートとして使用できる場所の検討を行うこととする。 事業の優先度についてはA評価とし、事業規模については、現状を確認し適宜見直しを図ることとしたい。			事業の方向性		財源について		備考
	A					新規採択		拡大		
	空中散布・地上散布・樹幹注入を行うことにより、松くい虫の被害を防止することができた。 また、伐倒駆除を行うことにより、松くい虫被害木から健全な木へ被害が拡大することを防止することができたため、松林の有する機能が確保された。 一方で、五浦海岸線の松は東日本大震災後、崖崩れ等で本数が減っているため、散布範囲の確認が必要とされる。					現状維持	○	計画通り	○	
						見直して継続		削減		
						拡充		/		
						改善				
						縮小				
		統合								
		休止・廃止								
		不採択								

【令和3年度における事業の総合評価】

必要性	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	○
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	
■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること）	
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	○

有効性	
★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。	
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	○
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	○
■事業の実施手段は適切である。	○

適正性	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	○
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。	

効率性	
★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。	
■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。	○
■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。	
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	

総合評価	A
------	---

令和5年度の事業の優先度	A
--------------	---

(総合評価と優先度が異なる場合、その理由)

実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼）令和3年度事務事業評価書

事務事業名	水産業復興委員会補助事業			事業の概要	水産業における東日本大震災からの復旧・復興を図り、新たな産業基盤の創造を目的としている。水産業の風評被害が払拭されず、魚価の低迷が続く中、復興のために非破壊放射能検査施設が稼働し、消費者への目に見える形で水産物の安全・安心をPRしている。	目標指標名	
基本目標	VI 創意に満ちた活力あるまちづくり					数値目標	
基本施策	1 産業の振興					数値目標以外	
個別施策	3 水産業の振興					目標値算出の考え方	
担当課	環境産業部	農林水産課		性質別	任意の事業	根拠法令等	
区分	継続	事業期間	平成 24 年 ～	年			

事業内容及び現状 /事業計画	令和3年度 事務事業実績			令和4年度 事業内容			令和5～7年度 事業計画								
							令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	非破壊放射能検査機器を活用し、水産物の安全・安心を目に見える形でPRし、水産業の復興を図った。			非破壊放射能検査機器を活用し、水産物の安全・安心を目に見える形でPRし、水産業の復興を図る。			非破壊放射能検査機器を活用し、水産物の安全・安心を目に見える形でPRし、水産業の復興を図る。			非破壊放射能検査機器を活用し、水産物の安全・安心を目に見える形でPRし、水産業の復興を図る。			非破壊放射能検査機器を活用し、水産物の安全・安心を目に見える形でPRし、水産業の復興を図る。		
指標の年度ごと目標値等															
事業の優先度							A								
事業費	決算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補	
	433千円	県補		500千円	県補		500千円	県補		500千円	県補		500千円	県補	
		市債			市債			市債			市債				
		他収入			他収入			他収入			他収入				
	一財	433千円		一財	500千円		一財	500千円		一財	500千円		一財	500千円	

令和3年度 事務事業評価			令和5年度以降の事業実施の方向性							
目標指標の実績	総合評価		令和5年度に向けた改善の取組			二次評価（企画政策課記入欄）				
事務事業の評価・課題	A		引き続き、市の広報誌及びホームページで公表を行う。			事業の方向性	財源について		備考	
	水産物の風評被害の払拭を図るため、今後も水産物の安全・安心のPRに努める。					新規採択	拡大			
						現状維持	○	計画通り		○
						見直して継続		削減		
						拡充		/		
						改善				
						縮小				
		統合								
		休止・廃止								
		不採択								

【令和3年度における事業の総合評価】

必要性	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	○
■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること）	
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	○

有効性	
★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。	
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	○
■事業の実施手段は適切である。	○

適正性	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	○
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	○
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。	○

効率性	
★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。	○
■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。	
■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。	
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	

総合評価	A
------	---

(総合評価と優先度が異なる場合、その理由)

令和5年度の事業の優先度	A
--------------	---

実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼）令和3年度事務事業評価書

事務事業名	親子木工教室			事業の概要	地元の間伐材を使用し、家庭で使う学習机等を親子共同で作成し、地元産材の良さを知ってもらい、親子の絆を深める。	目標指標名	親子木工教室参加人数（人）		
基本目標	VI 創意に満ちた活力あるまちづくり					数値目標	50組		
基本施策	1 産業の振興					数値目標以外			
個別施策	2 林業の振興					目標値算出の考え方	小学校就学予定人数		
担当課	環境産業部	農林水産課		性質別	任意的事業	根拠法令等			
区分	継続	事業期間	平成 22 年 ～	年					

事業内容及び現状 /事業計画	令和3年度 事務事業実績			令和4年度 事業内容			令和5～7年度 事業計画								
							令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	地元の建具店に机、イス、本棚のパーツを作製してもらい、組み立てるだけの簡単なものにしておく。それを公募の市民を対象に、木工教室を開催し、参加してもらう。 ○参加人数 53組 約120人			地元の建具店に机、イス、本棚のパーツを作製してもらい、組み立てるだけの簡単なものにしておく。それを公募の市民を対象に、木工教室を開催し、参加してもらう。 ○参加人数 50組 約130人			地元の建具店に机、イス、本棚のパーツを作製してもらい、組み立てるだけの簡単なものにしておく。それを公募の市民を対象に、木工教室を開催し、参加してもらう。			地元の建具店に机、イス、本棚のパーツを作製してもらい、組み立てるだけの簡単なものにしておく。それを公募の市民を対象に、木工教室を開催し、参加してもらう。			地元の建具店に机、イス、本棚のパーツを作製してもらい、組み立てるだけの簡単なものにしておく。それを公募の市民を対象に、木工教室を開催し、参加してもらう。		
指標の年度ごと目標値等	60組			60組			50組			50組			50組		
事業の優先度							A								
事業費	決算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補	
	1,452千円	県補		1,171千円	県補		1,270千円	県補		1,270千円	県補		1,270千円	県補	
		市債			市債			市債			市債				
		他収入	1,320千円		他収入	1,117千円		他収入	1,210千円		他収入	1,210千円			
一財	132千円	一財	54千円	一財	60千円	一財	60千円	一財	60千円						

令和3年度 事務事業評価		令和5年度以降の事業実施の方向性								
目標指標の実績	53組		令和5年度に向けた改善の取組			二次評価（企画政策課記入欄）				
事務事業の評価・課題	総合評価		これまでの取組を継続する一方、小学校就学児童（新1年生）は毎年いるため、今後も継続して事業を実施していくこととする。 事業の優先度については、A評価とし、事業規模については、現状維持を行うものの、これまでの取組のみならず、事業の情報発信や取組を行う中で改善できる箇所は見直しを図ることとしたい。			事業の方向性		財源について		備考
	A					新規採択		拡大		
	新型コロナウイルス感染症の拡大のため、例年より参加者が少なく、目標を達成することはできなかった。 しかし、地元産の間伐材を使用することによって、地元産材の良さを知ってもらうことができた。 また、親子で作製することにより、より絆を深めることができた。					現状維持	○	計画通り	○	
						見直して継続		削減		
						拡充		/		
						改善				
						縮小				
		統合								
		休止・廃止								
		不採択								

【令和3年度における事業の総合評価】

必要性	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	
■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること）	○
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	

有効性	
★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。	
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	○
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	○
■事業の実施手段は適切である。	○

適正性	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	○
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。	

効率性	
★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。	○
■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。	
■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。	
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	

総合評価	A
------	---

令和5年度の事業の優先度	A
--------------	---

(総合評価と優先度が異なる場合、その理由)

実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼） 令和3年度事務事業評価書

事務事業名	漁獲共済掛金助成事業補助金			事業の概要	漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づく公的保険事業として運用され、制度の改正に伴い、平成21年3月31日付け「20水魚第2719号」にて水産庁長官より関係都道府県及び市町村に加入促進の支援・協力の依頼があり、平成23年度から当該補助事業を開始した。 大津漁協、平潟漁協に所属する組合員が全国合同漁業共済組合茨城県事務所と漁獲共済契約した掛金（国庫補助金等摘要額を控除した額）の10分の1を予算の範囲内で補助し、漁業所得補償制度の活用を図ります。	目標指標名	漁獲共済加入率		
基本目標	VI 創意に満ちた活力あるまちづくり					数値目標	100%		
基本施策	1 産業の振興					数値目標以外			
個別施策	3 水産業の振興					目標値算出の考え方	共済加入者数/漁業従事者×100		
担当課	環境産業部	農林水産課		性質別	任意的事業	根拠法令等	北茨城市漁獲共済事業補助金交付要綱		
区分	継続	事業期間	平成 23 年 ～ 年						

	令和3年度 事務事業実績			令和4年度 事業内容			令和5～7年度 事業計画								
							令和5年度			令和6年度			令和7年度		
事業内容及び現状/事業計画	漁業者が将来にわたって持続的に漁業経営を維持していくためには、適切な資源管理と漁業経営の安定を実現していくことが必要です。国の制度を活用して資源の適正な確保を目指して本事業を実施した。 漁獲共済掛金の助成を行うことにより、漁業者の負担を軽減することができ、漁業共済の加入が促進された。			漁業者が将来にわたって持続的に漁業経営を維持していくためには、適切な資源管理と漁業経営の安定を実現していくことが必要です。国の制度を活用して資源の適正な確保を目指して本事業を実施する。 漁獲共済掛金の助成を行うことにより、漁業者の負担を軽減することができ、漁業共済の加入が促進する。			漁業者が将来にわたって持続的に漁業経営を維持していくためには、適切な資源管理と漁業経営の安定を実現していくことが必要です。国の制度を活用して資源の適正な確保を目指して本事業を実施する。 漁獲共済掛金の助成を行うことにより、漁業者の負担を軽減することができ、漁業共済の加入が促進する。			漁業者が将来にわたって持続的に漁業経営を維持していくためには、適切な資源管理と漁業経営の安定を実現していくことが必要です。国の制度を活用して資源の適正な確保を目指して本事業を実施する。 漁獲共済掛金の助成を行うことにより、漁業者の負担を軽減することができ、漁業共済の加入が促進する。			漁業者が将来にわたって持続的に漁業経営を維持していくためには、適切な資源管理と漁業経営の安定を実現していくことが必要です。国の制度を活用して資源の適正な確保を目指して本事業を実施する。 漁獲共済掛金の助成を行うことにより、漁業者の負担を軽減することができ、漁業共済の加入が促進する。		
指標の年度ごと目標値等	100%														
事業の優先度							A								
事業費	決算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補	
	1,225千円	県補		1,219千円	県補		1,216千円	県補		1,216千円	県補		1,216千円	県補	
		市債			市債			市債			市債				
		他収入			他収入			他収入			他収入				
		一財	1,225千円		一財	1,219千円		一財	1,216千円		一財	1,216千円			

令和3年度 事務事業評価			令和5年度以降の事業実施の方向性							
目標指標の実績			令和5年度に向けた改善の取組			二次評価（企画政策課記入欄）				
事務事業の評価・課題	総合評価	A	漁業者が将来にわたって持続的に漁業経営を維持していくためにも、適切な資源管理と漁業経営の安定を実現していくことが必要である。近年、燃油等の高騰により漁業の経営に大きな影響が出ており、価格高騰の影響を緩和するための対策として、漁業共済掛金助成事業が求められているため、引き続き補助事業を行っていきたい。			事業の方向性	財源について		備考	
	漁業者の負担を軽減することで、漁業共済の加入が促進され、漁業者の経営安定が図られた。					新規採択		拡大		
						現状維持	○	計画通り		○
						見直して継続		削減		
							拡充			/
							改善			
							縮小			
統合										
休止・廃止										
不採択										

【令和3年度における事業の総合評価】

必要性	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	○
■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること）	
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	○

有効性	
★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。	○
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	
■事業の実施手段は適切である。	

適正性	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	○
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。	

効率性	
★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。	
■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。	
■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。	
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	○

総合評価	A
------	---

(総合評価と優先度が異なる場合、その理由)

令和5年度の事業の優先度	A
--------------	---

実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼） 令和3年度事務事業評価書

事務事業名	水産業信用保証料補給事業費補助金			事業の概要	水産業を営む法人、個人及び漁業に従事する者（被保証人）の保管金融の円滑化を促進するため、茨城県漁業信用基金協会（補助事業者）が被保証人において納付すべき保証料の一部を軽減した時は、北茨城市水産業信用保証料補給事業費補助金交付要綱により、中小漁業者の振興を図ることを目的として補助事業者へ補助金を交付します。	目標指標名	近代化及び施設投資件数（年あたり）		
基本目標	VI 創意に満ちた活力あるまちづくり					数値目標	46件		
基本施策	1 産業の振興					数値目標以外			
個別施策	3 水産業の振興					目標値算出の考え方	平成23年度実績×120%		
担当課	環境産業部	農林水産課		性質別	任意的事業	根拠法令等	北茨城市水産業信用保証料補給事業費補助金交付要綱		
区分	継続	事業期間	平成 23 年 ～ 年						

	令和3年度 事務事業実績			令和4年度 事業内容			令和5～7年度 事業計画								
							令和5年度			令和6年度			令和7年度		
事業内容及び現状/事業計画	水産業に従事する中小漁業者が借り入れた資金に対して、貸付けた漁業系統金融機関が必要とする債務の保証を承諾する漁業信用基金協会に対して、市は補償によってかかる保証料の一部を中小漁業者等の負担軽減を図るため、水産業信用保証料補給事業を行う。 当市における水産業信用保証料は、20t以上のまき網漁業を営む者が、1年間の中で融資を必要とする時期（一般運転資金）に対しての保証料補助が全体を占める割合が高い。 その他では、漁業者等の資金装備の高度化及び経営の近代化を図る（漁業近代化資金）と船体及び漁業用機械の老朽化等の時に活用される（一般設備資金）が主である。			水産業に従事する中小漁業者が借り入れた資金に対して、貸付けた漁業系統金融機関が必要とする債務の保証を承諾する漁業信用基金協会に対して、市は補償によってかかる保証料の一部を中小漁業者等の負担軽減を図るため、水産業信用保証料補給事業を行う。 当市における水産業信用保証料は、20t以上のまき網漁業を営む者が、1年間の中で融資を必要とする時期（一般運転資金）に対しての保証料補助が全体を占める割合が高い。 その他では、漁業者等の資金装備の高度化及び経営の近代化を図る（漁業近代化資金）と船体及び漁業用機械の老朽化等の時に活用される（一般設備資金）が主である。			水産業に従事する中小漁業者が借り入れた資金に対して、貸付けた漁業系統金融機関が必要とする債務の保証を承諾する漁業信用基金協会に対して、市は補償によってかかる保証料の一部を中小漁業者等の負担軽減を図るため、水産業信用保証料補給事業を行う。 当市における水産業信用保証料は、20t以上のまき網漁業を営む者が、1年間の中で融資を必要とする時期（一般運転資金）に対しての保証料補助が全体を占める割合が高い。 その他では、漁業者等の資金装備の高度化及び経営の近代化を図る（漁業近代化資金）と船体及び漁業用機械の老朽化等の時に活用される（一般設備資金）が主である。			水産業に従事する中小漁業者が借り入れた資金に対して、貸付けた漁業系統金融機関が必要とする債務の保証を承諾する漁業信用基金協会に対して、市は補償によってかかる保証料の一部を中小漁業者等の負担軽減を図るため、水産業信用保証料補給事業を行う。 当市における水産業信用保証料は、20t以上のまき網漁業を営む者が、1年間の中で融資を必要とする時期（一般運転資金）に対しての保証料補助が全体を占める割合が高い。 その他では、漁業者等の資金装備の高度化及び経営の近代化を図る（漁業近代化資金）と船体及び漁業用機械の老朽化等の時に活用される（一般設備資金）が主である。			水産業に従事する中小漁業者が借り入れた資金に対して、貸付けた漁業系統金融機関が必要とする債務の保証を承諾する漁業信用基金協会に対して、市は補償によってかかる保証料の一部を中小漁業者等の負担軽減を図るため、水産業信用保証料補給事業を行う。 当市における水産業信用保証料は、20t以上のまき網漁業を営む者が、1年間の中で融資を必要とする時期（一般運転資金）に対しての保証料補助が全体を占める割合が高い。 その他では、漁業者等の資金装備の高度化及び経営の近代化を図る（漁業近代化資金）と船体及び漁業用機械の老朽化等の時に活用される（一般設備資金）が主である。		
指標の年度ごと目標値等							A								
事業の優先度															
事業費	決算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補	
	160千円	県補		1,500千円	県補		1,050千円	県補		1,050千円	県補		1,050千円	県補	
		市債			市債			市債			市債				
		他収入			他収入			他収入			他収入				
		一財	160千円		一財	1,500千円		一財	1,050千円		一財	1,050千円			

令和3年度 事務事業評価			令和5年度以降の事業実施の方向性							
目標指標の実績			令和5年度に向けた改善の取組			二次評価（企画政策課記入欄）				
事務事業の評価・課題	総合評価	A	国の震災復興関連予算の利子保証が終了することに伴い、本事業が必要とされるため、引き続き事業に取組みたい。			事業の方向性	財源について		備考	
	漁業経営運転資金及び機械器具の老朽化等による設備投資に必要とする資金の保証に対して、本補助事業を行うことによって、当市における中小漁業の振興に役立っている。 国の震災復興関連予算で利子保証があり、本事業の目標に達しなかった。					新規採択		拡大		
						現状維持	○	計画通り		○
						見直して継続		削減		
						拡充		/		
						改善				
						縮小				
						統合				
	休止・廃止									
	不採択									

【令和3年度における事業の総合評価】

必要性	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	○
■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること）	
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	○

有効性	
★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。	
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	○
■事業の実施手段は適切である。	○

適正性	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	○
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	○
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。	

効率性	
★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。	○
■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。	
■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。	
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	

総合評価	A
------	---

(総合評価と優先度が異なる場合、その理由)

令和5年度の事業の優先度	A
--------------	---

実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼） 令和3年度事務事業評価書

事務事業名	農地中間管理受託事業			事業の概要	「地域集積協力金」や「経営転換協力金」の交付事業により、農地中間管理機構を介した農地の貸付・借受を推進し、担い手への農地の集積・集約化や低コスト化、耕作放棄地の減少を図ることを目的とする。「地域集積協力金(地域に対する支援)」地域における話し合い(人・農地プラン)により、地域で機構にまとまった農地を貸し付けた場合、当該地域に対し交付する。「経営転換協力金(個々の出し手に対する支援)」リタイアや経営部門の減少等により、機構に全ての農地を10年以上貸し付けた場合、個々の出し手に対し交付する。			目標指標名	担い手等への農地利用集積面積(累計)		
基本目標	VI 創意に満ちた活力あるまちづくり				数値目標	580ha					
基本施策	1 産業の振興				数値目標以外						
個別施策	1 農業の振興				目標値算出の考え方	平成25年度茨城県における市町村別農地集積目標(取組の目安)として、平成25年の耕地面積1,390haを10年後に580ha集積することと設定されているため(集積率41.8%)。※現在の耕地面積は1,280haとされているが、目標値等は当時のままの設定とする。					
担当課	環境産業部	農林水産課		性質別	義務的事業	根拠法令等	農地集積・集約化対策事業実施要綱				
区分	継続	事業期間	平成 26 年 ～		年						

	令和3年度 事務事業実績			令和4年度 事業内容			令和5～7年度 事業計画								
							令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	事業内容及び現状/事業計画	農地中間管理機構を介した農地の貸付・借受を推進し、担い手への農地の集積・集約化や低コスト化、耕作放棄地の減少を図ることを目的に、「地域集積協力金」や「経営転換協力金」を交付した。 ・地域集積協力金(下桜井地区) 交付額：5,869,600円 交付対象面積：2,668a 交付単価：22,000円/10a ・経営転換協力金(対象戸数：5戸) 交付額：228,000円 交付対象面積：152a 交付単価：15,000円/10a			上記「事業概要」の記載の内容を引き続き実施するとともに、農地中間管理機構や農業委員会等の関係機関と連携し、貸し手と借り手のマッチングを行い、担い手への農地の集積・集約化を推進する。 農地中間管理業務受託費 人件費(雇用)：1,700,000円 事務費(消耗品費)：10,000円			上記「事業概要」の記載の内容を引き続き実施するとともに、農地中間管理機構や農業委員会等の関係機関と連携し、貸し手と借り手のマッチングを行い、担い手への農地の集積・集約化を推進する。 農地中間管理業務受託費 人件費(雇用)：1,700,000円 人件費(時間外)：40,000円 事務費(消耗品費)：10,000円 事務費(通信運搬費)：10,000円			上記「事業概要」の記載の内容を引き続き実施するとともに、農地中間管理機構や農業委員会等の関係機関と連携し、貸し手と借り手のマッチングを行い、担い手への農地の集積・集約化を推進する。 農地中間管理業務受託費 人件費(雇用)：1,700,000円 人件費(時間外)：40,000円 事務費(消耗品費)：10,000円 事務費(通信運搬費)：10,000円			上記「事業概要」の記載の内容を引き続き実施するとともに、農地中間管理機構や農業委員会等の関係機関と連携し、貸し手と借り手のマッチングを行い、担い手への農地の集積・集約化を推進する。 農地中間管理業務受託費 人件費(雇用)：1,700,000円 人件費(時間外)：40,000円 事務費(消耗品費)：10,000円 事務費(通信運搬費)：10,000円	
指標の年度ごと目標値等	420			480			580			580			580		
事業の優先度							A								
事業費	決算額	国補	6,098千円	予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補	
	7,808千円	県補		1,710千円	県補		1,760千円	県補		1,760千円	県補		1,760千円	県補	
		市債			市債			市債			市債				
		他収入	1,710千円		他収入	1,710千円		他収入	1,760千円		他収入	1,760千円			
		一財			一財			一財			一財				

令和3年度 事務事業評価			令和5年度以降の事業実施の方向性							
目標指標の実績	377		令和5年度に向けた改善の取組			二次評価(企画政策課記入欄)				
事務事業の評価・課題	総合評価	A	上記「事業概要」の記載の内容を引き続き実施するとともに、農地中間管理機構や農業委員会等の関係機関と連携し、貸し手と借り手のマッチングを行い、担い手への農地の集積・集約化を推進する。具体的には、「人・農地プラン」を有効的に活用し、地域の実情に合った集積・集約化への支援を行っていきたい。			事業の方向性	財源について		備考	
	上記事業実績のとおり、地域集積協力金を1地区、経営転換協力金を5戸に対して交付した。地域集積協力金の交付対象である下桜井地区については、エリア内の集積率が約98%に達したが、市全体の担い手への集積・集約化は目標値の約65%に留まる。地域によって、耕作環境や担い手の数等に相違があるため、農地中間管理機構や農業委員会等の関係機関と連携し、「人・農地プラン」を有効的に活用しながら、地域の実情に合った集積・集約化への支援が必要と考える。					新規採択		拡大		
						現状維持	○	計画通り		○
						見直して継続		削減		
						拡充		/		
						改善				
						縮小				
						統合				
		休止・廃止								
		不採択								

【令和3年度における事業の総合評価】

必要性	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	○
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	
■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること）	
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	○

有効性	
★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。	
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	○
■事業の実施手段は適切である。	○

適正性	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	○
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	○
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。	

効率性	
★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。	○
■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。	
■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。	
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	

総合評価	A
------	---

令和5年度の事業の優先度	A
--------------	---

(総合評価と優先度が異なる場合、その理由)

実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼） 令和3年度事務事業評価書

事務事業名	漁船燃費向上支援事業補助金			事業の概要	漁業用燃油の価格が高騰し、漁業経営を圧迫しているため、漁船の燃油消費量削減を推進します。漁船の燃油消費量削減の取組みを推進するため、漁船船底の清掃に必要な船体の上下架に要する経費について、漁業協同組合が助成等を行う場合における当該助成等に要する経費に対し補助金を交付します。	目標指標名	漁船上下架回数（年あたり）		
基本目標	VI 創意に満ちた活力あるまちづくり					数値目標	50回/年度		
基本施策	1 産業の振興					数値目標以外			
個別施策	3 水産業の振興					目標値算出の考え方			
担当課	環境産業部	農林水産課		性質別	任意的事業	根拠法令等	北茨城市漁船燃費向上支援事業費補助金交付要綱		
区分	継続	事業期間	平成 23 年 ～ 年						

	令和3年度 事務事業実績			令和4年度 事業内容			令和5～7年度 事業計画								
							令和5年度			令和6年度			令和7年度		
事業内容及び現状/事業計画	船底に貝類や水アカ等の付着があると海水との摩擦が生じ燃費が悪くなることから、船底の清掃を推奨し、清掃を行う際の船体上下架に係る費用を助成して、漁業経営者における燃料費の削減を目指している。漁船の上下架に要する経費の補助金を交付することにより、漁船の船底清掃、船底塗装の取組みが推進され燃油消費削減が図られた。			船底に貝類や水アカ等の付着があると海水との摩擦が生じ燃費が悪くなることから、船底の清掃を推奨し、清掃を行う際の船体上下架に係る費用を助成して、漁業経営者における燃料費の削減を目指す。漁船の上下架に要する経費の補助金を交付することにより、漁船の船底清掃、船底塗装の取組みが推進され燃油消費削減が図られる。			船底に貝類や水アカ等の付着があると海水との摩擦が生じ燃費が悪くなることから、船底の清掃を推奨し、清掃を行う際の船体上下架に係る費用を助成して、漁業経営者における燃料費の削減を目指す。漁船の上下架に要する経費の補助金を交付することにより、漁船の船底清掃、船底塗装の取組みが推進され燃油消費削減が図られる。			船底に貝類や水アカ等の付着があると海水との摩擦が生じ燃費が悪くなることから、船底の清掃を推奨し、清掃を行う際の船体上下架に係る費用を助成して、漁業経営者における燃料費の削減を目指す。漁船の上下架に要する経費の補助金を交付することにより、漁船の船底清掃、船底塗装の取組みが推進され燃油消費削減が図られる。			船底に貝類や水アカ等の付着があると海水との摩擦が生じ燃費が悪くなることから、船底の清掃を推奨し、清掃を行う際の船体上下架に係る費用を助成して、漁業経営者における燃料費の削減を目指す。漁船の上下架に要する経費の補助金を交付することにより、漁船の船底清掃、船底塗装の取組みが推進され燃油消費削減が図られる。		
指標の年度ごと目標値等				50			50			50			50		
事業の優先度							A								
事業費	決算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補	
	254千円	県補		300千円	県補		300千円	県補		300千円	県補		300千円	県補	
		市債			市債			市債			市債				
		他収入			他収入			他収入			他収入				
	一財	254千円		一財	300千円		一財	300千円		一財	300千円		一財	300千円	

令和3年度 事務事業評価			令和5年度以降の事業実施の方向性								
目標指標の実績			令和5年度に向けた改善の取組			二次評価（企画政策課記入欄）					
事務事業の評価・課題	総合評価	A	燃油高騰が続いているため、引き続き補助事業を行っていききたい。			事業の方向性	財源について		備考		
	漁船の上下架費用の補助事業が推進されており、燃費向上が図られた。					新規採択		拡大			
						現状維持	○	計画通り		○	
						見直して継続		削減			
								拡充			
								改善			
								縮小			
						統合					
休止・廃止											
不採択											

【令和3年度における事業の総合評価】

必要性	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	○
■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること）	
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	○

有効性	
★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。	
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	○
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	
■事業の実施手段は適切である。	○

適正性	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	○
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	○
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	○
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。	

効率性	
★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。	
■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。	
■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。	○
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	○
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	○

総合評価	A
------	---

(総合評価と優先度が異なる場合、その理由)

令和5年度の事業の優先度	A
--------------	---

実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼） 令和3年度事務事業評価書

事務事業名	水産加工物新商品開発事業補助金			事業の概要	水産物の消費が低迷する傾向の中、当市で水揚げされる魚介類を活用して消費者ニーズにマッチした新商品作りに取り組む水産加工業協同組合に対して、開発費の一部を補助し、地場産業の振興を図る。従来の商品に捉われず、北茨城市を代表する売れる製品を目的とし、試作品を検討して発表会等を行い、販売戦略ができる製品を作るための補助事業。	目標指標名	開発新商品数（年あたり）		
基本目標	VI 創意に満ちた活力あるまちづくり					数値目標	1品		
基本施策	1 産業の振興					数値目標以外			
個別施策	3 水産業の振興					目標値算出の考え方			
担当課	環境産業部	農林水産課		性質別	任意的事業	根拠法令等			
区分	継続	事業期間	平成 23 年 ～	年					

	令和3年度 事務事業実績			令和4年度 事業内容			令和5～7年度 事業計画								
							令和5年度			令和6年度			令和7年度		
事業内容及び現状/事業計画	消費者のニーズの多様化が進む昨今において、本市の特産品を提供することはもとより、新たな商品を開発し、より豊富な種類の製品を提供することが求められているため、新商品開発への取り組みを補助し、より消費者のニーズに合った加工品作りの推進を図った。市内の民宿やイベント等でも試験的に提供している。県内加工組合との交流会等を行い、商品の情報収集に努めている。			消費者のニーズの多様化が進む昨今において、本市の特産品を提供することはもとより、新たな商品を開発し、より豊富な種類の製品を提供することが求められているため、新商品開発への取り組みを補助し、より消費者のニーズに合った加工品作りの推進を図る。市内の民宿やイベント等でも試験的に提供する。県内加工組合との交流会等を行い、商品の情報収集に努める。			消費者のニーズの多様化が進む昨今において、本市の特産品を提供することはもとより、新たな商品を開発し、より豊富な種類の製品を提供することが求められているため、新商品開発への取り組みを補助し、より消費者のニーズに合った加工品作りの推進を図る。市内の民宿やイベント等でも試験的に提供する。県内加工組合との交流会等を行い、商品の情報収集に努める。			消費者のニーズの多様化が進む昨今において、本市の特産品を提供することはもとより、新たな商品を開発し、より豊富な種類の製品を提供することが求められているため、新商品開発への取り組みを補助し、より消費者のニーズに合った加工品作りの推進を図る。市内の民宿やイベント等でも試験的に提供する。県内加工組合との交流会等を行い、商品の情報収集に努める。			消費者のニーズの多様化が進む昨今において、本市の特産品を提供することはもとより、新たな商品を開発し、より豊富な種類の製品を提供することが求められているため、新商品開発への取り組みを補助し、より消費者のニーズに合った加工品作りの推進を図る。市内の民宿やイベント等でも試験的に提供する。県内加工組合との交流会等を行い、商品の情報収集に努める。		
指標の年度ごと目標値等															
事業の優先度							A								
事業費	決算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補	
	400千円	県補		400千円	県補		400千円	県補		400千円	県補		400千円	県補	
		市債			市債			市債			市債				
		他収入			他収入			他収入			他収入				
		一財	400千円		一財	400千円		一財	400千円		一財	400千円			

令和3年度 事務事業評価			令和5年度以降の事業実施の方向性						
目標指標の実績	総合評価		令和5年度に向けた改善の取組			二次評価（企画政策課記入欄）			
事務事業の評価・課題	A		今後も水産製品品評会に出品し、優良製品推奨品に認定されるような、市を代表する売れる製品の開発に取り組んでいただくため、引き続き補助事業を行っていきたい。			備考			
	補助金を交付することで、従来の水産加工品に捉われず、市を代表する売れる製品の開発、研究が図られている。茨城県水産物開発普及協会が実施している水産製品品評会に出品し、農林水産大臣賞等、数々の賞を受賞している。茨城県水産加工優良製品推奨品に認定されることにより、いばらきの味キャッチフレーズとロゴ（うまいもんどころ）が使用できるようになり、売れ行きが好調となる。					事業の方向性	財源について		
						新規採択	拡大		
						現状維持	計画通り	○	
						見直して継続	削減		
						拡充			
						改善			
						縮小			
		統合							
		休止・廃止							
		不採択							

【令和3年度における事業の総合評価】

必要性	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	○
■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること）	
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	○

有効性	
★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。	○
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	
■事業の実施手段は適切である。	

適正性	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	○
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。	○

効率性	
★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。	
■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。	
■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。	
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	○
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	○

総合評価	A
------	---

(総合評価と優先度が異なる場合、その理由)

令和5年度の事業の優先度	A
--------------	---

実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼）令和3年度事務事業評価書

事務事業名	県営土地改良事業調査・計画		事業の概要	北茨城市内のほ場が未整備の地区において、農地の大区画化等の整備を実施し、農業経営規模の拡大による農地の有効利用や農業経営の効率化を図る、土地改良事業として取り組むための調査・計画事業である。調査計画の事業主体は茨城県であり、市は事業費の50%の負担割合となる。			目標指標名	
基本目標	VI 創意に満ちた活力あるまちづくり			数値目標				
基本施策	1 産業の振興			数値目標以外				
個別施策	1 農業の振興			目標値算出の考え方				
担当課	環境産業部	農林水産課	性質別	義務的事业	根拠法令等			
区分	継続	事業期間	令和 元 年 ～ 年					

事業内容及び現状 /事業計画	令和3年度 事務事業実績			令和4年度 事業内容			令和5～7年度 事業計画								
							令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	高田用水地区の計画概要等を策定し、受益者の仮同意（95%以上の同意）を取得した。			高田用水地区の事業計画策定し、事業採択に向けた受益者の本同意（100%）の取得を予定している。			調査等の予定はなし。			・事業候補地の計画・調査			・事業候補地の計画・調査		
指標の年度ごと目標値等															
事業の優先度							A+								
事業費	決算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補	
	3,650千円	県補		2,080千円	県補		0千円	県補		2,000千円	県補		2,000千円	県補	
		市債			市債			市債			市債				
		他収入			他収入			他収入			他収入				
	一財	3,650千円		一財	2,080千円		一財	0千円		一財	2,000千円		一財	2,000千円	

令和3年度 事務事業評価			令和5年度以降の事業実施の方向性														
目標指標の実績	総合評価		令和5年度に向けた改善の取組			二次評価（企画政策課記入欄）											
事務事業の評価・課題	A+		高田用水地区が予定通り事業化された後、次の事業候補地区に移行する予定であるが、まだ次の地区が決まっていないため、候補地の選定を急ぐ必要がある。			事業の方向性			財源について			備考					
						新規採択			拡大								
						現状維持			○			計画通り			○		
						見直して継続						削減					
						拡充						\					
						改善											
						縮小											
		統合															
		休止・廃止															
		不採択															

【令和3年度における事業の総合評価】

必要性	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	○
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	
■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること）	
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	

有効性	
★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。	
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	○
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	○
■事業の実施手段は適切である。	○

適正性	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	○
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。	

効率性	
★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。	○
■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。	
■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。	
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	

総合評価	A+
------	----

(総合評価と優先度が異なる場合、その理由)

令和5年度の事業の優先度	A+
--------------	----

実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼）令和3年度事務事業評価書

事務事業名	国補広域漁港整備負担金事業		事業の概要	中型まき網漁業や小型船漁業等の沿岸漁業の振興を図るため、漁港の整備を行う。良好で機能的な環境に整備し、漁港機能の効率化を図る。			目標指標名		
基本目標	VI 創意に満ちた活力あるまちづくり			数値目標					
基本施策	1 産業の振興			数値目標以外					
個別施策	3 水産業の振興			目標値算出の考え方					
担当課	環境産業部 農林水産課		性質別	義務的的事业	根拠法令等	漁港漁場整備法			
区分	継続	事業期間	平成 14 年 ～ 年						

事業内容及び現状 /事業計画	令和3年度 事務事業実績		令和4年度 事業内容		令和5年度		令和6年度		令和7年度			
		・水産基盤ストックマネジメント事業 (平潟漁港南防波堤補修工事)		・水産基盤ストックマネジメント事業 (平潟漁港係船浮標機能保全工事、大津漁港臨港道路補修工事)		・水産基盤ストックマネジメント事業 (大津漁港機能保全計画更新業務)		・水産基盤ストックマネジメント事業		・水産基盤ストックマネジメント事業		
指標の年度ごと目標値等					A							
事業の優先度					A							
事業費	決算額	国補	78,067千円	予算額	国補	60,000千円	予算額	国補	20,000千円	予算額	国補	20,000千円
	156,134千円	県補	54,647千円	120,000千円	県補	42,000千円	40,000千円	県補	14,000千円	40,000千円	県補	14,000千円
		市債			市債			市債			市債	
		他収入			他収入			他収入			他収入	
	一財	23,420千円		一財	18,000千円		一財	6,000千円		一財	6,000千円	

令和3年度 事務事業評価		令和5年度以降の事業実施の方向性					
目標指標の実績		令和5年度に向けた改善の取組		二次評価（企画政策課記入欄）			
事務事業の評価・課題	総合評価	A		事業の方向性	財源について	備考	
	平潟漁港南防波堤補修工事が終了し、漁港施設の改善が図られた。		漁港管理者である茨城県が事業主体で、事業を進めている。		新規採択		拡大
					現状維持		計画通り
					見直して継続		削減
					拡充		/
					改善		
				縮小			
				統合			
				休止・廃止			
				不採択			

【令和3年度における事業の総合評価】

必要性	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	○
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	
■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること）	
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	

有効性	
★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。	
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	○
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	○
■事業の実施手段は適切である。	○

適正性	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	○
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。	

効率性	
★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。	
■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。	
■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。	○
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	

総合評価	A
------	---

(総合評価と優先度が異なる場合、その理由)

令和5年度の事業の優先度	A
--------------	---

実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼） 令和3年度事務事業評価書

事務事業名	日本型直接支払事業（環境保全）		事業の概要	地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動の普及拡大を図っていくことが必要となり、そのためには、意欲のある農業者がより環境保全に効果の高い営農活動に取り組む必要がある。	目標指標名	環境保全型農業実施面積	
基本目標	VI 創意に満ちた活力あるまちづくり				数値目標	7.7	
基本施策	1 産業の振興				数値目標以外		
個別施策	1 農業の振興				目標値算出の考え方	平成23年度実施面積 6.39ha×120%	
担当課	環境産業部	農林水産課	性質別	任意的事業	根拠法令等		
区分	継続	事業期間	平成 23 年 ～ 年				

	令和3年度 事務事業実績			令和4年度 事業内容			令和5～7年度 事業計画								
							令和5年度			令和6年度			令和7年度		
事業内容及び現状/事業計画	化学肥料及び化学合成農薬を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動とカバークロップの作付けや堆肥の施用を併用した農業者に対し支援金を交付し推奨する。 平成23年度が初年度であり、対象者は4名であった。現在は3名。			化学肥料及び化学合成農薬を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動とカバークロップの作付けや堆肥の施用を併用した農業者に対し支援金を交付し推奨する。 平成23年度が初年度であり、対象者は4名であった。現在は3名。			化学肥料及び化学合成農薬を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動とカバークロップの作付けや堆肥の施用を併用した農業者に対し支援金を交付し推奨する。 平成23年度が初年度であり、対象者は4名であった。現在は3名。			化学肥料及び化学合成農薬を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動とカバークロップの作付けや堆肥の施用を併用した農業者に対し支援金を交付し推奨する。 平成23年度が初年度であり、対象者は4名であった。現在は3名。			化学肥料及び化学合成農薬を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動とカバークロップの作付けや堆肥の施用を併用した農業者に対し支援金を交付し推奨する。 平成23年度が初年度であり、対象者は4名であった。現在は3名。		
指標の年度ごと目標値等	7.7			7.7											
事業の優先度							A+								
事業費	決算額	国補	223千円	予算額	国補	223千円	予算額	国補	223千円	予算額	国補	223千円	予算額	国補	223千円
	445千円	県補	111千円	445千円	県補	111千円	445千円	県補	111千円	445千円	県補	111千円	445千円	県補	111千円
		市債			市債			市債	111千円		市債	111千円			
		他収入			他収入			他収入			他収入				
		一財	111千円		一財	111千円		一財	111千円		一財				

令和3年度 事務事業評価			令和5年度以降の事業実施の方向性						
目標指標の実績	7.7		令和5年度に向けた改善の取組			二次評価（企画政策課記入欄）			
事務事業の評価・課題	総合評価	A+	これまでの取組を継続する一方で、環境負荷軽減の取組が推奨されているため、この事業を、多くの方に知ってもらえるよう情報発信の強化に努め、有機農業の活性化につなげたいと考えている。 有機農業については、環境保全型農業直接支払交付金だけでなく、みどりの食料システム戦略が新たに創設されるため、それを見据えた事業を展開を検討することとする。			事業の方向性	財源について		備考
	新規採択					拡大			
	現状維持	○				計画通り	○		
	見直して継続					削減			
	拡充					/			
	改善								
	縮小								
統合									
休止・廃止									
不採択									

事業の優先度・総合評価

事業名：日本型直接支払事業（環境保全）

【令和3年度における事業の総合評価】

必要性	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	○
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	
■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること）	
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	

有効性	
★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。	○
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	
■事業の実施手段は適切である。	

適正性	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	○
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。	

効率性	
★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。	○
■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。	
■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。	
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	

総合評価	A+
------	----

（総合評価と優先度が異なる場合、その理由）

令和5年度の事業の優先度	A+
--------------	----

実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼）令和3年度事務事業評価書

事務事業名	十石堀維持管理事業			事業の概要	令和元年度に世界かんがい施設遺産に登録された十石堀の広報活動及び維持管理活動を実施している十石堀維持管理協議会に補助金を支給し、来場者の増加と十石堀の魅力を広める活動や農業用水路の機能を保全する活動等の支援を行う。			目標指標名	
基本目標	VI 創意に満ちた活力あるまちづくり				数値目標				
基本施策	1 産業の振興				数値目標以外				
個別施策	1 農業の振興				目標値算出の考え方				
担当課	環境産業部	農林水産課		性質別	義務的事業	根拠法令等			
区分	継続	事業期間	令和	元	年	～	年		

事業内容及び現状 /事業計画	令和3年度 事務事業実績			令和4年度 事業内容			令和5～7年度 事業計画								
							令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報活動の一環として、熊本県で行われた世界かんがい施設遺産のサミットに参加 ・ 十石堀の維持管理活動を実施 ・ 沼田主計顕彰碑を設置（市事業） 			<ul style="list-style-type: none"> ・ 世界かんがい施設遺産のサミットへの参加 ・ 十石堀の維持管理活動の実施 ・ 十石堀親水公園周辺施設の整備を実施 			<ul style="list-style-type: none"> ・ 世界かんがい施設遺産のサミットへの参加 ・ 十石堀の維持管理活動の実施 			<ul style="list-style-type: none"> ・ 世界かんがい施設遺産のサミットへの参加 ・ 十石堀の維持管理活動の実施 			<ul style="list-style-type: none"> ・ 世界かんがい施設遺産のサミットへの参加 ・ 十石堀の維持管理活動の実施 		
指標の年度ごと目標値等															
事業の優先度							A+								
事業費	決算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補	
	580千円	県補		1,580千円	県補		580千円	県補		580千円	県補		580千円	県補	
		市債			市債			市債			市債				
		他収入			他収入			他収入			他収入				
	一財	580千円		一財	1,580千円		一財	580千円		一財	580千円		一財	580千円	

令和3年度 事務事業評価			令和5年度以降の事業実施の方向性							
目標指標の実績			令和5年度に向けた改善の取組			二次評価（企画政策課記入欄）				
事務事業の評価・課題	総合評価	A+	引き続き広報活動や維持管理活動等の協議会の活動を補助することで、十石堀の周知等の活動を盛り上げていく。			事業の方向性	財源について		備考	
	近年はコロナ禍により来場者が大幅に増加していないと思われるが、沼田主計顕彰碑を新設する等、十石堀周辺施設の整備を進めている。今後とも広報活動等を実施し、十石堀の魅力を広く伝える活動を実施する。					新規採択		拡大		
						現状維持	○	計画通り		○
						見直して継続		削減		
						拡充		/		
						改善				
						縮小				
統合										
休止・廃止										
不採択										

【令和3年度における事業の総合評価】

必要性	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	○
■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること）	○
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	○

有効性	
★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。	
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	○
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	○
■事業の実施手段は適切である。	○

適正性	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	○
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。	

効率性	
★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。	○
■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。	
■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。	
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	

総合評価	A+
------	----

(総合評価と優先度が異なる場合、その理由)

令和5年度の事業の優先度	A+
--------------	----

実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼）令和3年度事務事業評価書

事務事業名	外国人技能実習生受入事業		事業の概要	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習の保護に関する法律第2条第1項に規定する、技能実習生を積極的に受け入れることによって生じる活発な人的交流の効果により、停滞する市の第一次産業の活性化を図る。 また、水産業については、少子高齢化、漁業後継者の不足が懸念されており、実習生を受け入れることにより、漁業経営の安定が図られる。	目標指標名	技能実習生受入人数	
基本目標	VI 創意に満ちた活力あるまちづくり				数値目標	42人	
基本施策	1 産業の振興				数値目標以外		
個別施策	3 水産業の振興				目標値算出の考え方	年14人新規受入、最長3年間	
担当課	環境産業部	農林水産課	性質別	任意的事業	根拠法令等	北茨城市技能実習生受入事業補助金交付要綱	
区分	継続	事業期間	令和 元 年 ～ 年				

事業内容及び現状/事業計画	令和3年度 事務事業実績			令和4年度 事業内容			令和5～7年度 事業計画								
							令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	上記の法律に基づいて事業を実施する監理団体（漁業協同組合）に対し、漁業の指導、地域との交流、日本語の修得等に要する経費の一部を補助した。 年間2万円/人			上記の法律に基づいて事業を実施する監理団体（漁業協同組合）に対し、漁業の指導、地域との交流、日本語の修得等に要する経費の一部を補助する。 年間2万円/人			上記の法律に基づいて事業を実施する監理団体（漁業協同組合）に対し、漁業の指導、地域との交流、日本語の修得等に要する経費の一部を補助する。 年間2万円/人			上記の法律に基づいて事業を実施する監理団体（漁業協同組合）に対し、漁業の指導、地域との交流、日本語の修得等に要する経費の一部を補助する。 年間2万円/人			上記の法律に基づいて事業を実施する監理団体（漁業協同組合）に対し、漁業の指導、地域との交流、日本語の修得等に要する経費の一部を補助する。 年間2万円/人		
指標の年度ごと目標値等	27人			28人			28人			42人			42人		
事業の優先度							A								
事業費	決算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補	
	540千円	県補		1,000千円	県補		1,000千円	県補		1,000千円	県補		1,000千円	県補	
		市債			市債			市債			市債				
		他収入			他収入			他収入			他収入				
	一財	540千円		一財	1,000千円		一財	1,000千円		一財	1,000千円		一財	1,000千円	

令和3年度 事務事業評価		令和5年度以降の事業実施の方向性							
目標指標の実績		令和5年度に向けた改善の取組			二次評価（企画政策課記入欄）				
事務事業の評価・課題	総合評価	A		外国人技能実習生を受け入れることにより、漁業経営者の負担を軽減できるため、引き続き補助事業を行っていきたい。	事業の方向性	財源について		備考	
	外国人技能実習生を受け入れることにより、漁業技能の移転による国際貢献、漁業経営の安定化、人的交流による地域の活性化が図られている。令和3年度については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により入国規制があり、受入ができなかった。				新規採択	拡大			
					現状維持	計画通り	○		
					見直して継続	削減			
									拡充
									改善
									縮小
		統合							
		休止・廃止							
		不採択							

【令和3年度における事業の総合評価】

必要性	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	○
■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること）	
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	○

有効性	
★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。	
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	○
■事業の実施手段は適切である。	○

適正性	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	○
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	○
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	○
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。	

効率性	
★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。	
■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。	
■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。	○
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	○
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	○

総合評価	A
------	---

令和5年度の事業の優先度	A
--------------	---

(総合評価と優先度が異なる場合、その理由)

実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼）令和3年度事務事業評価書

事務事業名	身近なみどり整備推進事業			事業の概要	減少と荒廃が進んでしまった平地林や里山林について、地域住民が主体となった森林の整備と保全を進め、快適で豊かな森林環境づくりを推進する。	目標指標名	平地林、里山林の整備面積		
基本目標	VI 創意に満ちた活力あるまちづくり					数値目標	1ha（年）		
基本施策	1 産業の振興					数値目標以外			
個別施策	2 林業の振興					目標値算出の考え方	身近なみどり整備推進事業実施要領に基づき、年間1haの整備を行う。		
担当課	環境産業部	農林水産課		性質別		根拠法令等			
区分	令和3年度終了	事業期間	平成 21 年 ～ 令和 3 年						

事業内容及び現状 /事業計画	令和3年度 事務事業実績			令和4年度 事業内容			令和5～7年度 事業計画								
							令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	減少と荒廃が進んでしまった平地林や里山林について、地域住民等が主体となった森林の整備と保全を進め、快適で豊かな森林環境づくりを推進し、地域の目的に沿った森林づくりに助成する。 ○実績 整備場所 中郷町日棚 整備面積 1ha														
指標の年度ごと目標値等	1ha														
事業の優先度															
事業費	決算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補	
	1,155千円	県補	1,155千円		県補			県補			県補			県補	
		市債			市債			市債			市債				
		他収入			他収入			他収入			他収入				
		一財			一財			一財			一財				

令和3年度 事務事業評価			令和5年度以降の事業実施の方向性					
目標指標の実績	1ha		令和5年度に向けた改善の取組			二次評価（企画政策課記入欄）		
事務事業の評価・課題	総合評価			事業の方向性		財源について		備考
	A			新規採択		拡大		
	令和3年度は、中郷町日棚周辺の里山林1haの整備を行い、目標を達成することができた。この事業は県の森林湖沼環境税を用いたものであり、補助率100%で行ってきた。しかし、森林環境譲与税の導入や、令和3年度に森林湖沼環境税の第3期が終わり、令和4年度から第4期に切り替わることに伴い、身近なみどり整備推進事業は、令和3年度をもって事業終了となった。			現状維持		計画通り		
				見直して継続		削減		
				拡充				
				改善				
				縮小				
				統合				
		休止・廃止						
		不採択						

【令和3年度における事業の総合評価】

必要性	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	○
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	
■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること）	
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	

有効性	
★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。	
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	○
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	
■事業の実施手段は適切である。	

適正性	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	○
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。	

効率性	
★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。	○
■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。	
■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。	
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	

総合評価	A
------	---

(総合評価と優先度が異なる場合、その理由)

令和5年度の事業の優先度	
--------------	--